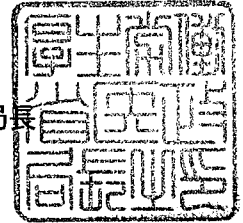


平成23年6月3日

各 東京電力又は東北電力から電力供給される都県知事 殿  
(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、  
埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県)

厚生労働省医政局長



### 医療施設における夏期の節電の取組の進め方について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、5月13日に政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」(別添1)が取りまとめられ、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されました。さらに、電気事業法第27条による東京・東北電力の管内における電気の使用制限について必要な準備が進められるよう、5月25日に経済産業省より「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」(別添2)が発表されました。

また、6月1日に、電気事業法第27条に基づき、電気使用制限等規則の全部を改正する省令(平成23年経済産業省令第28号。以下「省令」という。別添3)及び使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の指定する地域、期間等(平成23年経済産業省告示第126号。以下「告示」という。別添4)が公布、施行されました。

これを受けて、東京電力・東北電力管内で電力を使用する者は、原則としてすべて、7月から9月までの平日9時～20時までについて、使用電力を抑制するために節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められております。また、特に大口需要家(契約電力500kW以上)については、電気事業法第27条に基づき、使用最大電力に関する罰則を伴う規制が行われることとなっております(ただし、医療施設については、下記2のとおり、特例的取扱いが認められています。)

医療施設につきましても、下記に示した節電の取組の進め方(スケジュール等)のポイントを踏まえ、夏期(7～9月)の節電に可能な限り徹底して取り組んでいただくことが必要です。

つきましては、皆様におかれましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の東京・東北電力管内の医療施設に対し周知徹底を図り、貴管内の東京・東北電力管内の医療施設が、節電について最大限の取組を行うよう御協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 電力使用制限について

#### (1) 大口需要家（契約電力500kW以上）

電気事業法第27条に基づき、大口需要家に対しては、以下のとおり使用最大電力に関する規制が課されることとなっています。

##### ・対象者

東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家

※ただし、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村）については、電力使用制限の対象外とされており、（詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照）

##### ・期間・時間帯

東京電力：平成23年7月1日～9月22日（平日）の9時から20時

東北電力：平成23年7月1日～9月9日（平日）の9時から20時

##### ・具体的内容

使用電力の上限は、原則として、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）」を15%削減した値

##### ・罰則

故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象

#### (2) 小口需要家（契約電力500kW未満）

電気事業法に基づく電力使用制限の対象ではありませんが、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、小口需要家においても、昨年比15%の需要抑制を目標として、節電行動計画を作成し、自主的に節電の取組を進めていただくことが必要です。

### 2. 大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について

#### (1) 制限緩和について

医療施設については、国民の生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備として、電気事業法第27条における電気の使用制限の緩和がされており、大口需要家（契約電力500kW以上）の電力需要抑制値が昨年比15%減のところを0%減（昨年の使用最大電力まで電力を使用することが可能）とされており、（詳細は、別添2の「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」p6、告示第5条第1項第2号を参照）

制限緩和の対象となるためには、指定の様式にて申請を行う必要がありますのでご注意ください。（申請手続きの詳細については、別添6、7及び経済産業省ホームページ等を参照）

なお、別添2の別紙1「制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について」においては、「制限緩和の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業者等として削減率（15%）を達成するように努めることとする。」とされ、制限緩和が認

められた需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成と事業所管省庁への提出が求められ、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証が行われることとされております。

計画の策定にあたっては、制限緩和の対象となった場合においても、できる限り昨年よりも電力の使用を削減していただきますようお願いします。

## (2) 適用除外について

医療施設については、生命・身体の安全確保に不可欠な施設であることから、「救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う場合」については、当該治療を行う時間帯に限って、電力需要抑制の適用除外とされる（前年の使用最大電力を超えて、電力を使用することが可能であり、罰則の対象とならない）こととなっております。（告示第2条第1号）

## 3. 医療施設の取組のポイント

上記1、2の電力使用制限の枠組みを踏まえ、各関係の方々には、下記のとおり取組を行っていただきますようお願いします。

### (1) 大口需要家の取組のポイント

- ① 6月1日に経済産業大臣より需要家に対する通知が到着します。通常は制限緩和の適用を希望することとなりますが、その場合には制限緩和の適用を受けたい日から起算して14日前までに（7月1日から適用を受けたい場合は6月17日までに）、東北経済産業局又は関東経済産業局に対して、申請してください。（告示第5条第2項。別添6、7参照）

※手続きの詳細につきましては、別添7及び経済産業省ホームページ等を御参照ください。

- ② 節電行動計画を作成し、厚生労働省宛てに提出していただくとともに、事務所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表してください。（提出先・提出方法等については追って通知予定）

※節電の取組を検討するに当たっては、別添1の参考1「大口需要家による取組について」及び参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

- ③ 7月から9月の電気の使用状況について、各月の検針日から15日以内に、東北経済産業局又は関東経済産業局に対して報告してください。（省令第8条。別添6、8参照）

※手続きの詳細につきましては、経済産業省ホームページ等を御参照ください。

### (2) 小口需要家の取組のポイント

- ① 電気事業法に基づく電力使用制限の対象ではないため、経済産業大臣からの通知は届きません。

- ② 節電行動計画を作成し、事務所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表してください。（計画の厚生労働省への提出は必要ありません。）

※節電の取組を検討するに当たっては、別添1の参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

#### 4. その他留意点

節電の取組を行うに当たって、医療施設において、開所時間や休業日を変更するような場合には、労働条件の変更にあたる場合があると考えられますので、その際には、労使が十分に話し合い、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら節電に係る取組が実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

#### 5. 電気事業法関連の問い合わせ先（6月1日～）

##### 【東北電力管内】

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力使用制限班

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（6階第3・4会議室内）

（電話）022-263-1111（内線）5561、5562、5564

##### 【東京電力管内】

関東経済産業局資源エネルギー環境部 電力事業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館（8階8-1会議室内）

（電話）048-601-1200（内線）3827

#### 6. 参考となるウェブサイト等

経済産業省ホームページ

- ・「電力需給に関する検討会合」

[http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity\\_supply/0325\\_electricity\\_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html)

- ・「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

- ・「節電—電力消費をおさえるには—」

※編集用の小口フォーマットも掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

厚生労働省ホームページ

- ・「夏期の電力供給対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

(添付資料一覧)

別添1：「夏期の電力需給対策について」（5月13日電力需給緊急対策本部決定）

別添2：「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」（経済産業省作成資料）

別添3：電気使用制限等規則の全部を改正する省令（平成23年経済産業省令第28号）

別添4：使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の指定する地域、期間等（平成23年経済産業省告示第126号）

別添5：夏期の電力使用制限に関する経済産業省からのお願い（経済産業省作成資料）

別添6：制限緩和申請書（告示様式第1）、使用電力状況報告書（省令様式第5）

別添7：制限緩和申請書記載マニュアル（抄）（経済産業省作成資料）

別添8：使用電力状況報告書記載マニュアル（抄）（経済産業省作成資料）

※その他の各種申請書の様式及び記載要領については、経済産業省ホームページを御参照ください。

別添9：大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について（厚生労働省作成資料）

別添10：今後のスケジュールについて（厚生労働省作成資料）



## 夏期の電力需給対策について

平成23年5月13日  
電力需給緊急対策本部**はじめに**

東日本大震災により、東京電力及び東北電力管内の供給力は大幅に減少し、これによって生じた大きな需給ギャップに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電が実施された。

国民・産業界の節電への最大限の協力、取組の結果、需給バランスは改善し、懸念された大規模停電は回避され、4月8日には、計画停電は「実施が原則」から「不実施が原則」の状態へ移行した。

しかし、電力の需給バランスは、今後夏に向けて、再び悪化する見込みである。需給両面での抜本的な対策を講じなければ、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持することができず、計画停電の弊害から脱却できない。このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない。

本年4月8日に了解された「夏期の電力需給対策の骨格」（以下「骨格」）に基づき、供給力の積み増しと需要面での対策の具体化を進めてきたところ、以下のとおりその結果を取りまとめる。今後は、官民一体となって、創意工夫を発揮してこの難局から脱するべく、国民各層の理解と叡智を集めてご協力をお願いしたい。

**1. 今夏の電力需給対策の基本的考え方****(1) 検討に当たっての基本的な視座**

- 電力制約が震災からの復興と日本経済の再出発の妨げとなることのないよう、国民生活及び経済活動への影響の最小化を目指すべきである。
- 特に、国の活力の源であり、復興の基盤である産業の生産・操業活動への影響を最小限にすることが必要である。この際、具体的対策については、労使で十分に話し合いながら準備を進める必要がある。
- 東北地方を中心とする被災地に最大限の配慮を行うことが必要である。

- なお、具体的な対策を講じるに当たっては、単なる今夏の対策に止まらず、我が国のエネルギーの安定的な供給確保と環境負荷の低減に資する再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の強化や、ライフスタイルの変革にもつながりうる休業・休暇の分散化・長期化など、中長期視点に立ち、将来につながる施策に取り組むことが必要である。

## (2) 需給対策の基本的な枠組み

- 骨格において示された供給面での積増しを最大限行った上で、なお存在する需給ギャップを解消するために、需要抑制の目標を設定する。
- 需要抑制に当たっては、使用最大電力(kW)を抑制することを基本とし、予めピーク期間・時間帯の抑制幅を示す。これにより、需要家が、操業時間のシフトや休業・休暇の分散化・長期化などに創意工夫をこらして計画的に取り組むことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤である企業の生産・操業に極力支障の出ないような仕組みとする。
- 需要面の対策については、大口需要家、小口需要家、家庭の部門別に、それぞれの特性にあった対策を具体化する。
- なお、計画停電は、本取りまとめを確実に実施することにより不実施の状態を維持するよう、万全を期しつつ、セーフティネットと位置付け、万が一の緊急時に対応できるよう備えておく。
- 電力需給に係る制約を早期に解消し、震災からの復興と日本経済の再出発に資するよう、今夏以降の需給対策も併せて進める。

## **2. 今夏の供給力見通しと需要抑制目標**

### (1) 今夏の供給力の見通し

- 東京電力及び東北電力管内の供給力については、被災した火力発電所の復旧、長期停止火力発電所の立上げ、ガスタービン等緊急設置電源の導入、自家用発電設備からの電力購入の拡大、揚水発電の活用等の取組に



より、積み増しを図ってきた。

- これにより、「骨格」で目指すこととされた、東京電力管内で500万kW程度、東北電力管内で50万kW程度の積み増しを超える供給力を確保できる見通しとなった。
- さらに、このような供給力をそれぞれ積み上げた上で、被災地を多く抱える東北地方の状況を考慮して、東京電力から東北電力に最大限の電力の融通を行うこととした。
- この結果、今夏の供給力の見通しは、東京電力で5,380万kW（7月末）、東北電力で1,370万kW（8月末）となり、最低限必要な需要抑制率は、東京電力で▲10.3%、東北電力で▲7.4%となる。（参考参照）

#### ＜最大限の融通を行った場合の需給バランスの比較＞

	東京電力管内	東北電力管内
想定需要（抑制基準）	6,000万kW	1,480万kW
供給力見通し（融通後）	<b>5,380万kW</b>	<b>1,370万kW</b>
必要な需要抑制率	<b>▲10.3%</b>	<b>▲7.4%</b>

（注）需要抑制目標は、基準となる想定需要からの抑制比率という形で設定。基準としては、東京電力では6,000万kW、東北電力では1,480万kWという昨年並みのピークを想定した需要を使用。

## (2) 需要抑制の目標

- 需要抑制の目標は、次のようなリスクを踏まえれば、供給力と需要が一致するギリギリのラインではなく、一定の余裕を持ったものとするのが適当である。
  - ・余震等による火力の復旧の遅れ、再被災
  - ・老朽火力の昼夜連続運転、被災火力の緊急復旧等に伴う技術的リスク
  - ・電力融通の不調 等
- こうした観点から、東京・東北電力管内全域において目標とする需要抑制率を▲15%とする。

（注）被災者・被災地は需要抑制がより困難であり、東北電力管内全体でより余裕をもった目標とすることが妥当であるため、供給力と需要が一致する抑制率は東京電力に比べて低いが、目標とする抑制率は東京電力と同じとしている。

- これを達成するための大口需要家・小口需要家・家庭の部門毎の需要抑制の目標については、同じ目標を掲げて国民・産業界が一丸となり、平等に努力してこの夏を乗り切るとの考え方の下、均一に▲15%とする。

(注) ピーク期間・時間帯（7～9月の平日の9時から20時）における使用最大電力の抑制を原則とする。

(注) 需要家には、政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

### **3. 需要面の対策**

#### **(1) 大口需要家（契約電力 500kW 以上の事業者）**

##### **①取組の基本的方針**

- 大口需要家は、需要抑制の目標を踏まえ、事業活動のあり方やライフスタイルにも踏み込んだ抜本的な需要抑制の具体的対策について、計画を策定し実施する。その際、震災からの復興や日本経済の再出発に向けて、国民生活や経済活動への影響を最小限に抑えられるよう、労使が十分に話し合いながら取組を進める。
- 政府は、こうした需要家の自主的な取組を尊重しつつ、需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するための補完的措置として、電気事業法第27条を活用できるよう必要な準備を進める。
- 政府は、需要家の取組を円滑化するため、電力需給対策に関する規制制度の見直しを行う。
- 東京電力及び東北電力は、需給調整契約のメニューの拡充を図り、その積極的な活用を図ることで、需要家の夏期休業の設定・分散やピークカットを促すとともに、需給逼迫時における需給調整契約の発動余地の拡大を図る。

##### **②需要家の具体的取組**

- 大口需要家は、操業・営業時間の調整・シフトや、休業日・夏期休業の分散化等の取組を関係企業等とも協力しつつ進めることにより、生産量を極力減少させることなく、経済への影響を最小限に抑えることが可能となる。

- 日本経済団体連合会では、会員企業・団体に対して「電力対策自主行動計画」の策定を呼びかけ、4月末現在、637社（複数の企業による共同の取組みは1社とカウント）の参加を得ている。また、日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会は、需要抑制対策に対して共同して取り組むこととしている。（参考1）

### ③電気事業法第27条の活用

- 電気事業法第27条に基づく電気の使用の制限については、以下の骨子に基づき必要な準備を進める。
  - 対象者
    - ・東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家（契約電力500kW以上）
    - ・対象者は電気事業者との契約単位（事業所単位）で判断
  - 期間・時間帯
    - ・東京電力：平成23年7月1日～9月22日（平日）の9時から20時
    - ・東北電力：平成23年7月1日～9月9日（平日）の9時から20時
  - 具体的内容
    - ・原則、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）」の15%削減した値を使用電力の上限とする
    - ・上記値が分からない場合や契約電力に増減があった場合は所要の補正措置を講ずる。
  - 共同使用制限スキーム
    - ・複数の大口需要家の事業所が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを可能とするスキームを導入する。
    - ・全体として15%以上の使用削減が実現できる場合には、大口需要家と小口需要家の事業所による共同使用制限スキームの活用を可能とする。
  - 適用除外・制限緩和
    - ・被災地に対する対応のあり方を含め、適用除外や削減率（15%）の軽減等の制限緩和の具体的内容について、更に検討を深める。
    - ・なお、検討に当たっては、適用除外や制限緩和の対象は、実態を踏まえ最小限度のものとするとともに、その対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率（15%）を達成するよう努めることとする。

### ④電力需給対策に関する規制制度の見直し

- 大口需要家等が抜本的な需要抑制対策を実施できるよう、一時的な対応も

含め、関係する規制制度の見直しを行う必要がある。このため、政府においては、独占禁止法の運用の明確化、自家発電施設の定期事業者検査の弾力化、自家発電設備の活用に係るばい煙排出基準の上乗せ規制に関する考え方についての地方自治体への通知など、既に結論を得た取組(別紙1)を実施するとともに、必要に応じ、電力需給対策本部幹事会を開催する等、引き続き検討を重ね、5月末までに結論を得ることとする。

## **(2) 小口需要家(契約電力 500kW 未満の事業者)**

### **①取組の基本的方針**

- 小口需要家は、具体的な抑制目標と、それぞれの事業の形態に適合する形での具体的取組に関する自主的な計画を策定・公表するとともに、実施を図る。その際、労使が十分に話し合いながら取組を進める。
- 政府は、小口需要家の取組を促すため、「節電行動計画の標準フォーマット」を活用した節電取組の周知等の措置を講ずる。

### **②需要家の具体的取組**

- 小口需要家は、照明・空調機器等の節電、営業時間の短縮、夏期休業の設定・延長・分散化等の具体的取組を含む自主的な計画(「節電行動計画」)について、自主的に、事業所のわかりやすい場所への掲示や政府が設けるサイトへの掲載といった方法により、公表する。
- 日本商工会議所等は、これに資するため、「節電行動計画の標準フォーマット」を参考に、小口需要家の需要抑制のためのガイドライン等の策定を検討している。
- また、東京中小企業家同友会では、小口需要家が節電行動計画を作成する手引きとして、「中小企業のための節電対策簡易マニュアル」を作成・公表し、中小企業への支援を行うこととしている。

### **③政府の具体的取組**

- 需要家が自主的な計画を策定するに当たって参考とできるよう、電力使用が大きく使用の形態が特徴的な業態について主要な節電アクションを「節電行動計画の標準フォーマット」(参考2)として取りまとめる。その上で、これらを用いて、節電取組の具体例やその効果等について需

要家に周知を図る。

- 関係府省は、個別の需要家による取組に加え、それぞれの需要家の事業の形態に適合する範囲で、同業他社との輪番での休業、建物の所有者とテナントとの共同での節電等、複数の需要家による共同の取組を促す。
- 需要家の取組の策定を支援するためのサイトを立ち上げ、当該サイトを通じて、需要家が自主的に計画を登録できるようにする。また、国民が広くそれらの取組を一覧し、評価できる仕組みを構築することとし、節電に積極的に取り組む需要家の更なる意識啓発、取組の定着化を図る。
- 関係府省、業界団体、自治体等を通じて需要家に対する情報提供等の啓発を強力に進める。また、主だった小口需要家に対し、個別訪問等を通じて、節電の必要性、具体的取組方法等についての情報提供や協力依頼を行う。さらに、小口需要家一般を対象に、説明会等を開催し、積極的な取組を呼びかける。
- 小口需要家による契約電力の引下げは、契約電力を超えないように注意・自制が働くことで、節電意識が喚起され、定着する効用があり、節電の有効な手段である。このため、東京電力及び東北電力に対し、節電を促す料金メニューの工夫を図りつつ、具体的な目標を定めて需要家に対して契約電力引下げの呼びかけを行うよう促すとともに、需要家が契約電力の引下げを具体的に相談・要望する場合には、これに迅速に対応するよう促す。

### **(3) 家庭**

#### **①取組の基本的方針**

- 家庭は、節電対策メニューを活用するなどして意識して節電のための具体的行動に取り組む。
- 政府は、家庭の節電の取組を促すため、節電対策メニューの周知、節電教育等の措置を講ずる。

#### **②具体的取組**

- 政府は、節電の具体的取組を「家庭の節電対策メニュー」（参考3）として取りまとめ、パンフレット、新聞、テレビ、インターネット等様々

な媒体を通じ、節電の必要性和併せ、こうした節電の対策例について、家庭への浸透を図る。

(注) 夏期のピーク期間・時間帯における標準的な家庭の使用電力はエアコンが約半分を占め、冷蔵庫、テレビ、照明などがこれに続く。15%の節電を達成するためには、例えば、エアコンの温度設定引上げと照明の消灯を組み合わせるといった取組が求められることとなる。

- 政府は、小中学校の授業や夏休みの課題で「節電」が取り上げられるよう、各教育委員会等に周知し、小中学校における節電教育の取組を促す。さらに、一部の小学校に対しては省エネ専門家を直接派遣し、節電教育を実施する。節電教育に当たっては、省エネルギーの重要性についても併せて触れる。
- 政府は、各家庭が自ら参加して節電の目標・取組の内容を宣言し、その達成を図るようなサイト等を設置し、国民一人ひとりが自発的に節電を行うための仕組み作りを行う。また、家庭での節電に向けた機運の盛上げや節電意識の涵養を図るため、広く一般に対し、電力会社が発信する電力需給情報や政府が提供する広報共通コンテンツ等のデータを活用したパソコン・携帯等のアプリケーションの開発・広報等呼びかける。
- 家庭による契約アンペアの引下げは、契約アンペアを超えないように注意・自制が働くことで、節電意識が喚起される効用が期待される。このため、政府は、契約アンペアの引下げについて、家庭が具体的に相談・要望する場合には、家庭における利便性を過度に犠牲しないように配慮しつつ、東京電力及び東北電力においてこれに迅速に対応するよう促す。

#### (4) 国民運動に向けた取組

##### ① 広報・啓発 (別紙2)

- 国民各層及び関係事業者の最大限の理解と協力を得ることが必要不可欠であるところ、政府は、各層に対して積極的な啓発活動を行うこととする。夏のピークに向けて、①まずは節電の必要性、事業者や家庭の取組といった基本的な事項に重点を置いて周知を図り、②夏が近づくに従い、電力需給の見通しや、個別具体的な節電アクションの実施の呼びかけに重点を置きつつ、節電に取り組む動きを国民運動として盛り上げ

ていく。その際、下記の点に留意する。

- 参加型の国民運動の喚起
- 分かりやすい説明とフィードバック（効果を分かりやすく提示）
- ステップを踏んだ啓発活動（まず電力の特性を踏まえた節電の必要性を理解してもらい、次に具体的アクションを提示）
- 経済・社会活動や健康への配慮（経済・社会への負担の軽減や、熱中症等の健康被害発生を避けるよう留意）
- 一過性に終わらせずに継続的な省エネ活動へ（長期的なエネルギー需給構造の強化、仕事と生活の調和がとれたライフスタイルの実現）
- 自治体との連携

- 具体的には、新聞、テレビ、インターネット、ポスター、パンフレット等様々な媒体による広範囲な呼びかけを基本にし、節電の必要性等を国民が平易に理解し、常に再確認できるよう、共通ロゴや基本メッセージを準備する。また、節電関係の総合的なポータルサイト（節電.go.jp）の構築、国民から広く節電のアイデアを募るアイデアボックスの立上げ、従来以上に夏期の服装を軽装化することや高機能繊維を用いた衣料の着用への呼びかけ等を実施する。
- ホームページ等における電力需給状況及び予想電力需要の「見える化」を図り、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図ることが有効である。このため、東京電力・東北電力においては、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等（携帯事業者やインターネット事業者等）による幅広い情報提供に積極的に協力することとし、政府はこれを促す。
- 国民、事業者による様々な節電努力にもかかわらず電力需給が逼迫し、計画停電等のおそれが高まった場合に、政府による「需給逼迫警報」（仮称）として、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、やむを得ない事態における計画停電の可能性を周知する。

## ② 大型イベント開催等における配慮

- 大型イベントの開催については、ピーク期間・時間帯に配慮した開催の可能性検討、イベント開催時の節電取組の実施、イベント参加者への節電呼びかけ等について、イベント主催者に対する協力要請を関係府省から行う。

- イベントの放送については、関係府省は、放送業界に対し、ピーク期間・時間帯に配慮するよう呼びかける。

### ③夏季の休業・休暇の分散化/長期化、家庭における外出/旅行の推進

(参考4)

- 休業・休暇の分散化・長期化は、経済活動への影響を最小限にしつつ、節電の実を上げる有効な手法である。ただし、労働者にとって負担となる労働条件変更につながる可能性もあるため、労使間での十分な話し合いが必要である。
- また、旅行等の外出は、行先を問わず、家庭部門に確実な節電効果をもたらす。休業・休暇の分散化・長期化、それによる観光地の混雑緩和等が相まって家族の外出機会が増えれば、節電効果の更なる増大が見込まれる。長期滞在型旅行を始め旅行の促進は、自粛ムードの影響を受ける観光業の活性化を促す。被災地域への旅行は地域経済の復興にも貢献する。これらの取組を、今夏の一時的なものに留めず、仕事と生活の調和がとれたライフスタイルの実現に繋げていくことも期待される。

### (5) 政府の節電に係る取組

- 政府は、「政府の節電実行基本方針」(別紙3)に基づき、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。
- また、独立行政法人及び公益法人に対しては、その所管府省が「政府の節電実行基本方針」及び各府省の節電実行計画を参考にしつつ当該法人の節電計画を策定するよう要請する。

### (6) セーフティネットとしての計画停電 (別紙4)

- 計画停電は既に「不実施が原則」の状態へ移行したが、今後、万が一実施せざるを得ない場合には、運用改善を図った上で実施する。具体的には、1日複数回の停電を避けるとともに、1回の停電時間を現行の3時間から2時間程度に短縮する等の措置を講じる。
- 併せて、国民生活への悪影響を緩和するため、医療機関等について、緊



急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和するほか、非常用自家発電機のバックアップとしての発電機車の派遣、在宅の人工呼吸器使用患者への小型自家発電機の貸出し、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

#### **4. 今夏以降の需給対策**

##### **(1) 基本的考え方**

- 電力需給に係る制約から早期に脱却し、震災からの復興と日本経済の再出発に資するよう、今夏以降も引き続き需給両面の対策を講じていく必要がある。
- 今後の電力需給対策の方向は、今後のエネルギー政策のあり方についての検討状況にもよるが、まずは原子力発電所の安全対策に万全を期すとともに、以下に示す需給両面の対策を講じることにより、今夏よりも需給状況を改善することを目指す。(別紙5)

(注) これらの対策は、今夏の対策としても、できるものは実施することとしている。

##### **(2) 具体的な対応**

- 火力発電所の復旧・立ち上げ、緊急設置電源の新設、自家用発電設備の活用にも引き続き取り組むとともに、火力発電所の増設の前倒しを図ることで、火力発電所の供給力を増強する。
- 既設周波数変換所(FC)について、増容量の早期実現と更なる増強の具現化を図るとともに、FCの更なる大幅な増強を含めた全国大での地域間連系設備等の増強を目指し、電力融通強化を図る。
- 分散型電源、再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱等)の導入に向けて更なる取組み強化を図る。
- 需要面では、スマートメーターの導入等による需要側におけるエネルギー利用の最適化を図りつつ、節電を促す制度的手法の導入を検討するとともに、節電に資する機器設備の導入促進等省エネルギーの一層の推進、ガスの活用等を図る。

## おわりに

今回の供給力の積増しは、老朽火力の利用や被災火力の緊急復旧等といった技術的リスクも伴う形で最大限実現したものであり、国民各層の節電への取組が不可欠であることは言うまでもない。今後、国民各層の節電への緊張感が薄れ、結果的に現在「不実施が原則」となっている計画停電を実施せざるを得ない事態に陥ることは、厳に回避しなければならない。

したがって、上記に示した需要抑制の方策について、国民各層の最大限のご理解とご協力をいただくとともに、政府としても最大限の方策を講じていく必要がある。

なお、供給力の状況や需要見通しは、今後も変化することが予想される。したがって、常にこれを把握し、必要に応じて本とりまとめに示された内容を見直していくこととする。

(参考)

## 今夏の供給力見通し

### (1) 東京電力・東北電力の供給力見通し

#### 東京電力の供給力見通し

	「骨格」の前提と なった見通し	4月15日時点 の見通し	5月13日時点 の見通し
7月末	4,650万kW	→ 5,200万kW	→ <b>5,520万kW</b>
8月末	4,460万kW	→ 5,070万kW	→ <b>5,620万kW</b>

#### 東北電力の供給力見通し

	「骨格」の前提と なった見通し	4月15日時点 の見通し	5月13日時点 の見通し
7月末	1,200万kW	→ 1,260万kW	→ <b>1,280万kW</b>
8月末	1,150万kW	→ 1,210万kW	→ <b>1,230万kW</b>

### (2) 東京電力・東北電力の需給バランスの比較

	東京電力	東北電力
供給力見通し	5,520万kW	1,230万kW
想定需要(抑制基準)	6,000万kW	1,480万kW
必要な需要抑制率(注)	<b>▲8.0%</b>	<b>▲16.9%</b>

(注) 需要抑制目標は、基準となる想定需要からの抑制比率という形で設定。東京電力では6,000万kW、東北電力では1,480万kWという昨年並みのピークを想定した需要使用。

### (3) 最大限の融通を行った場合の需給バランスの比較

	東京電力	東北電力
融通量	▲140万kW	+140万kW
融通後供給力	<b>5,380万kW</b>	<b>1,370万kW</b>
必要な需要抑制率	<b>▲10.3%</b>	<b>▲7.4%</b>

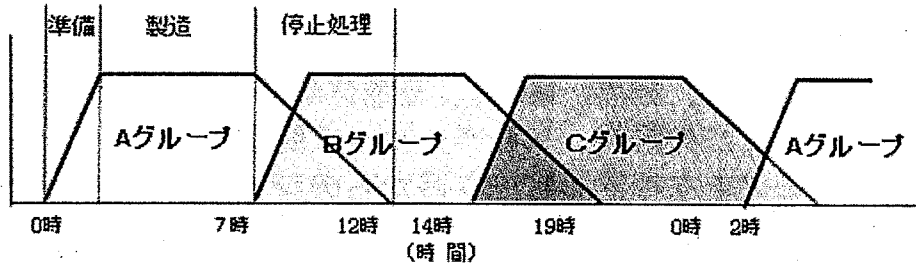


## 大口需要家による取組について

### 1. 大口需要家が共同で行う需要抑制対策の例

➤ 操業・営業時間の調整シフト

連続した作業時間を確保する必要がある業種等は、業界の各社を数グループに分け、各グループで1日のうちの操業時間をずらしながら設備を稼働させることを検討。



➤ 休業日の分散化

同業者その他で複数社が集まり、グループを設定。稼働日数を通常と変えずに各グループが時期をずらしながら休業することを検討。

		月	火	水	木	金	土	日	月	...
グループ1	A社	休業						休業		...
	B社									
	C社									
グループ2	D社		休業							...
	E社									
	F社									
グループ3	G社				休業					...
	H社									
	I社									

➤ 夏期休業の分散化

同業社その他で複数社が集まり、グループを設定。例年と同程度の夏期休業を行いつつ、各グループで夏期休業の時期を設定することを検討。

		7月			8月			9月		
グループ1	A社	休業								
	B社									
グループ2	C社		休業							
	D社									
グループ3	E社			休業						
	F社									
グループ4	G社				休業					
	H社									
グループ5	I社					休業				
	J社									
グループ6	K社						休業			
	L社									

## 2. 経済団体連合会「電力対策自主行動計画」の策定状況

(1) 4月28日現在、製造業319社、その他318社、合計637社の参加を得ており、そのうち、数値目標を設定している企業は、東京電力管内で443社、東北電力管内で158社となっている。

(2) 具体的には、以下のような取組みを実施することとしている。

### ①大口需要家による最大使用電力の削減

- 自家発電の活用
- 早朝・夜間操業、土日の活用、圏外シフト
- 輪番休業（企業、業界、職場）、夏期休暇の大型化・分散化
- 照明・エアコンの調整、エレベーターの間引き運転
- 使用電力の大きな機器のピーク時からのシフト、蓄電池の活用

### ②小口需要家への支援

- 節電のコンサルティング、支援
- 自家発電の貸与等

### ③従業員、顧客等への節電の働きかけ

- 社内通達、HPを活用した具体的な削減策の周知・啓発
- 節電活動に対する顧客の理解要請（ポスター、シール、HP等の活用）

### ④自家発電設備の活用による電力会社への電力供給の増加

- 水力発電の増強
- 大口自家発電保有者への燃料の供給

### ⑤その他（大口需要家を実施する需要抑制対策への協力等）

- ビルオーナーの取組み方針への協力
- 仕入先メーカー等の生産調整への協力（後ろ倒し・前倒し生産）

## 3. 経済団体連合会と日本労働組合総連合会の自主的な取組み

### ①ピーク電力需要抑制・シフトに向けた取組み

企業・団体による「電力対策自主行動計画」の策定と着実な実行を促す。

### ②国民運動としての節電の推進

家庭・個人によるピーク期間・時間帯の電力需要の抑制を呼びかける。

### ③労使のよる対話の継続

具体的な検討をさらに推進するため、労使による対話を継続する。

# 小口需要家の 節電行動計画の標準フォーマット

- オフィスビルのフォーマット
- 卸・小売店(食品スーパーを除く)のフォーマット
- 食品スーパーのフォーマット
- 医療機関のフォーマット
- ホテル・旅館のフォーマット
- 飲食店のフォーマット
- 学校のフォーマット
- 製造業(工場)のフォーマット
- フォーマット(自由記入形式)
- (参考)記載例

平成23年5月  
資源エネルギー庁

## 本フォーマットの利用の仕方

- 電力消費が特徴的で、かつ汎用的な利用が可能な8分野について、標準フォーマットを用意しています。
- 該当する分野(該当するものがない場合には電力消費の構造が近いと考えられる分野)のフォーマットを利用し、各需要家において節電行動計画の作成をお願い致します。
- 基本アクションをできるだけ対策として取り上げるとともに、基本アクション以外の対策についても、可能な限り取り上げるようご検討をお願い致します。(注:掲げられている対策のすべてを実施しなければならない訳ではありません。)
- フォーマットにない独自の対策についても追加することが出来ます。(追加する対策は、自由記入形式のフォーマットに記載して、両フォーマットを併用しても結構です。)
- 一から立案する場合には、自由記入形式のフォーマットをご利用下さい。

(参考)夏期の電力需給対策について(抄)

(平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定)

### 2. 今夏の供給力見通しと需要抑制目標

#### (2) 需要抑制の目標

- これを達成するための大口需要家・小口需要家・家庭の部門毎の需要抑制の目標については、同じ目標を掲げて国民・産業界が一丸となり、平等に努力してこの夏を乗り切るとの考え方の下、均一に▲15%とする。

(注) ピーク期間・時間帯(7~9月の平日の9時から20時)における使用最大電力の抑制を原則とする。

(注) 需要家には、政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

### 3. 需要面の対策

#### (2) 小口需要家(契約電力500kW未満の事業者)

##### ①取組の基本的方針

- 小口需要家は、具体的な抑制目標と、それぞれの事業の形態に適合する形での具体的取組に関する自主的な計画を策定・公表するとともに、実施を図る。その際、労使が十分に話し合いながら取組を進める。
- 政府は、小口需要家の取組を促すため、「節電行動計画の標準フォーマット」を活用した節電取組の周知等の措置を講ずる。



### ■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯（※）を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。  
※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家（500kW以上）：15%  
小口需要家（500kW未満）：15%  
家庭：15%

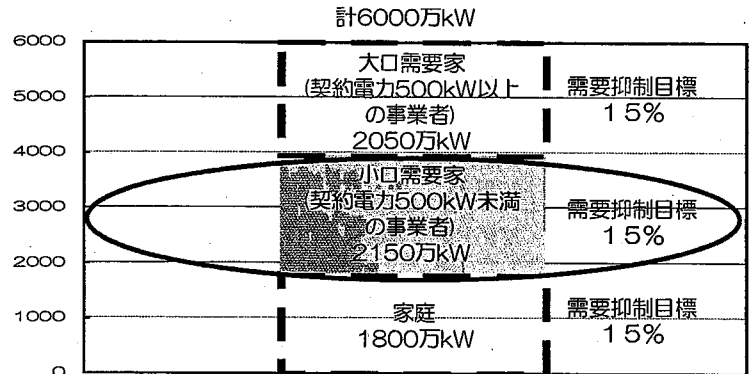


図1：東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

### ■ 医療機関（病院・診療所等）の電力消費の特徴

#### 1日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

- 平均的な医療機関（病院・診療所等）においては、昼間（9時～16時）に高い電力消費が続きます。
- 夜間の消費電力は昼間に比べ40%程度になります。

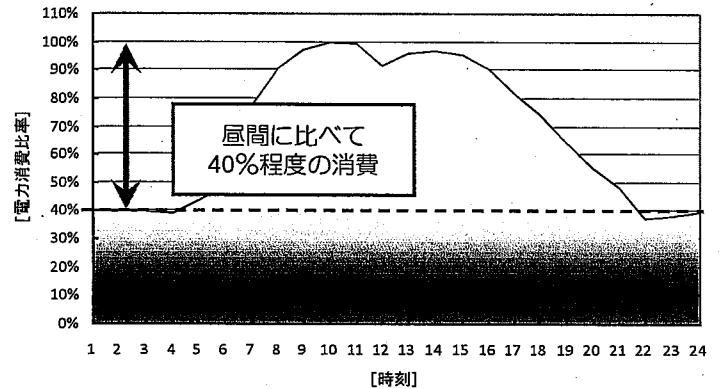


図2：平均的な医療機関における電力需要カーブのイメージ  
出典：資源エネルギー庁推計

#### 電力消費の内訳（ピーク時：14時前後）

- 電力消費のうち、空調が約38%、照明が約37%を占めます。
- これらを合わせると電力消費の約75%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

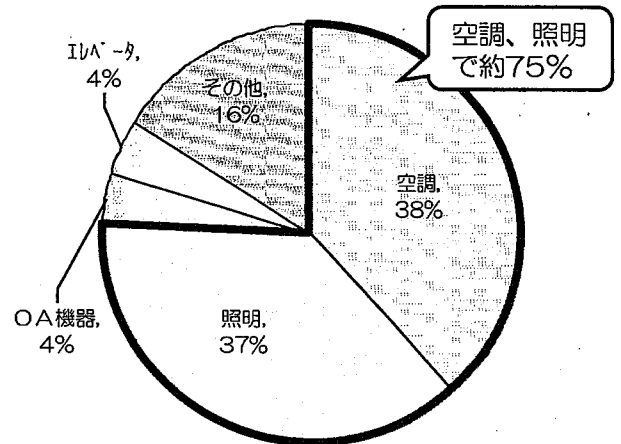


図3：平均的な医療機関における用途別電力消費比率  
出典：資源エネルギー庁推計

※端数処理により合計値が100%とまらないことがある。

# 節電行動計画

事業者名		責任者名	
------	--	------	--

節電目標		節電実績	
------	--	------	--

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照明	・事務室の照明を半分程度間引きする。	4%	<input type="checkbox"/>
	・使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	4%	<input type="checkbox"/>
空調	・病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1%	<input type="checkbox"/>
	・使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。	1%	<input type="checkbox"/>
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	1%	<input type="checkbox"/>

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください			
空調	・室内のCO <sub>2</sub> 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	2%	<input type="checkbox"/>

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします			
照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)		<input type="checkbox"/>
	・病棟では可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。		<input type="checkbox"/>
空調	・フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。		<input type="checkbox"/>
	・搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 ・電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。		<input type="checkbox"/>
コンセント 動力	・調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 ・電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 ・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。		<input type="checkbox"/>
	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。		<input type="checkbox"/>
その他	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力のΔ15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。 ・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。		<input type="checkbox"/>

医療機関関係者への節電の啓発も大事です			
節電 啓発	・節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。		<input type="checkbox"/>
	・節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務局長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。		<input type="checkbox"/>
	・医療機関関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。		<input type="checkbox"/>

※ご注意

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

# 家庭の節電対策メニュー

平成 23 年 5 月  
資源エネルギー庁

～節電のお願い～

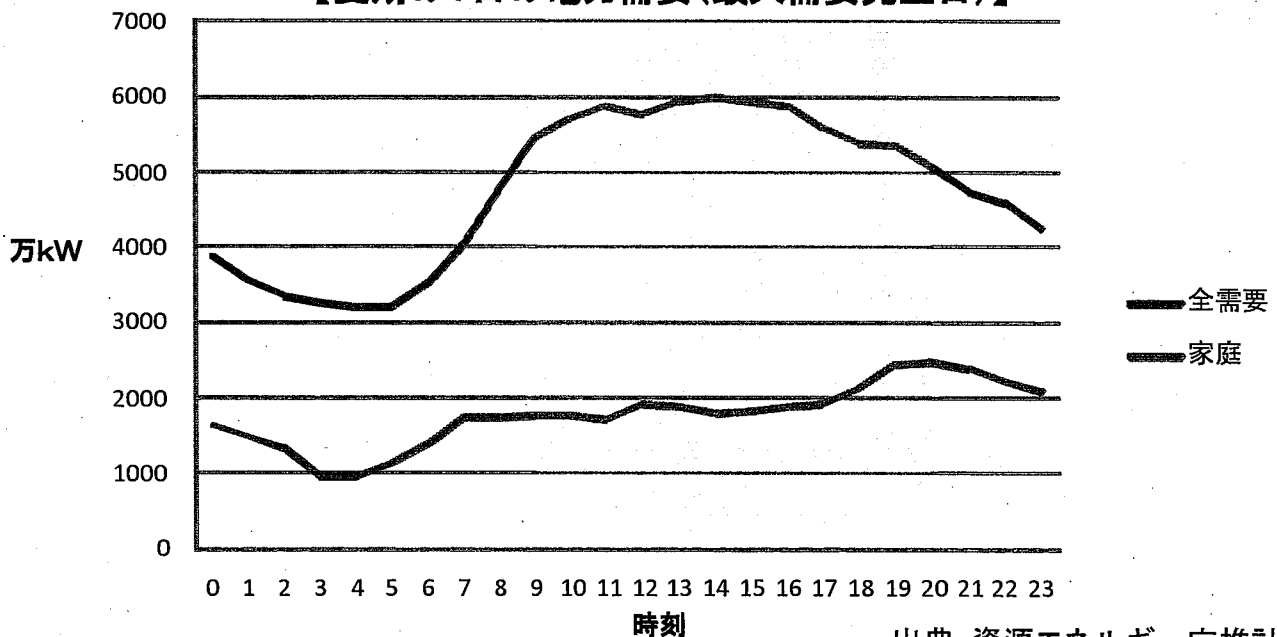
東日本大震災のため電力の供給が落ち込んでおります。このため、ご家庭では、夏(7～9月)の平日の9時～20時における使用電力を15%減らすことをめざして、節電に取りくんできていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

## 節電はいつすれば？

特に7～9月の平日は冷房需要が増え、1日の中では14時頃に家庭を含む全体の電力需要が最も大きくなります。

1日を通じた節電を心がけつつ、特に日中(9時～20時)の節電をお願いいたします。

【夏期の1日の電力需要(最大需要発生日)】

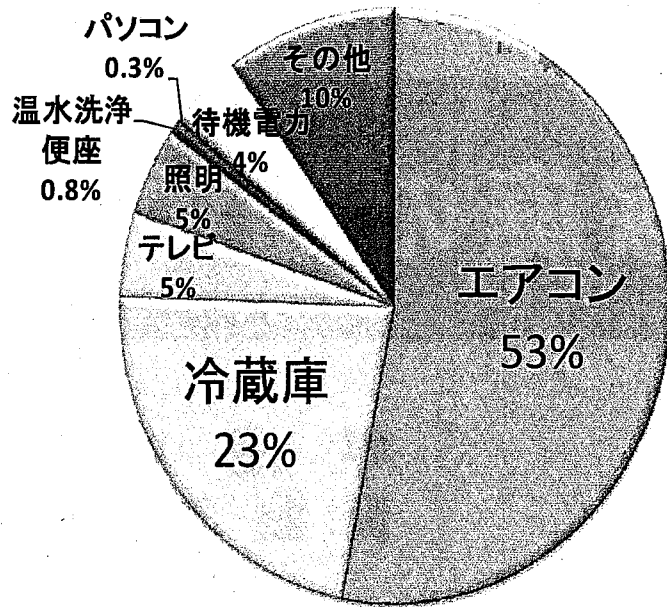


●どんな電気製品を使っている？

夏の日中（14時頃）には、在宅世帯は平均で約1,200Wの電力を消費しており、そのうちエアコンが約半分を占めています。

外出中の世帯でも、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力などにより、平均で約340Wの電力を消費しています。

【夏の日中(14時頃)の消費電力(全世帯平均)】



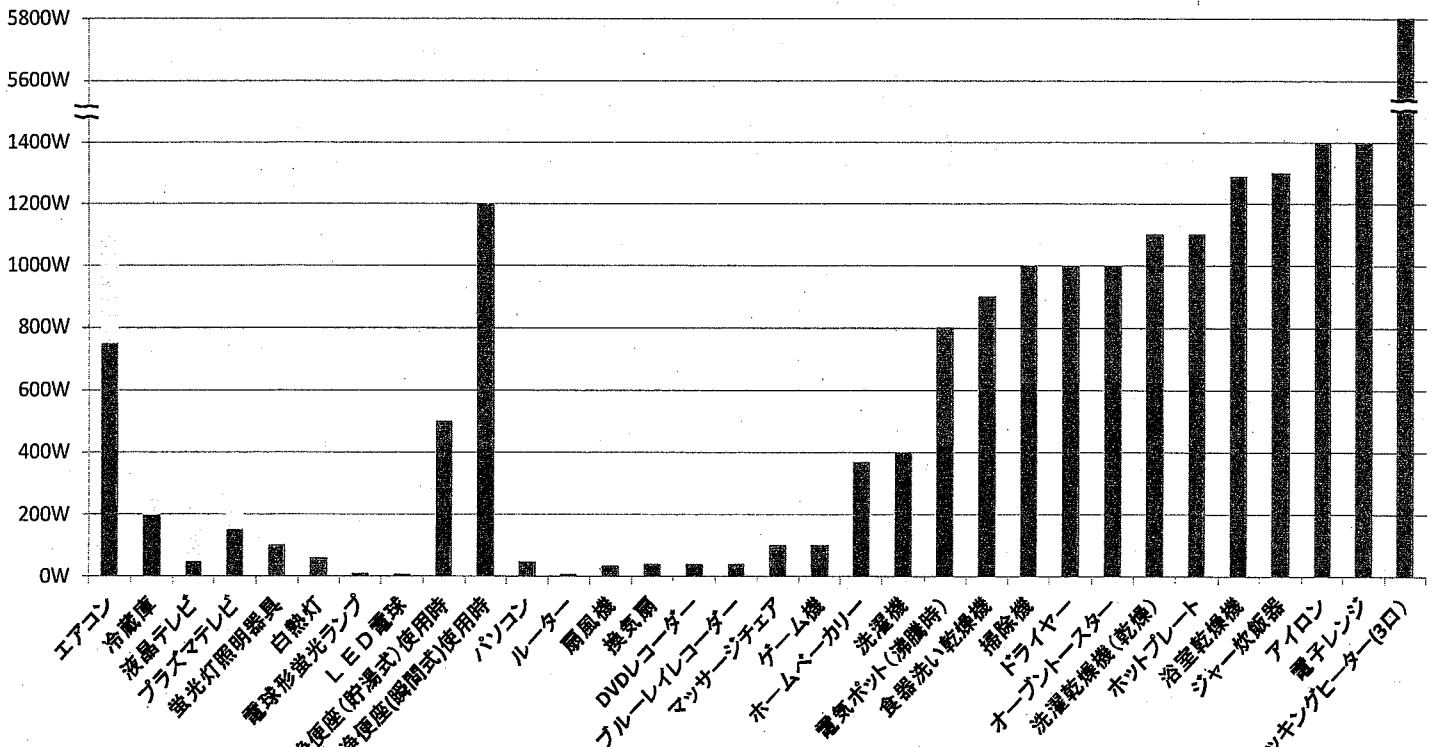
●主な電気製品の消費電力について

出典：資源エネルギー庁推計  
数値は最大需要発生日を想定

💡家庭には1,000Wを上回る電気製品がたくさんあります。消費電力の大きい電気製品は、平日の日中（9時～20時）を避けて使いましょう。

温水洗浄便座、電気ポット、食器洗い乾燥機、オーブントースター、掃除機、ドライヤー、洗濯乾燥機(乾燥)、浴室乾燥機、ジャー炊飯器、電子レンジ、アイロン、IHクッキングヒーター 等

【家庭で使用する主な電気製品の定格消費電力】



出典：資源エネルギー庁調べ

※これは定格消費電力の一例であり、実際の消費電力は、製品の種類、使用方法等により異なります。 2

ご家庭で取りくむ対策をチェックし、「我が家の節電対策」を作りましょう。

取りくんでいただきたい節電対策メニュー		節電効果		チェック
		削減率	削減消費電力	
エアコン	① 室温28℃を心がけましょう。	10%	130W	<input type="checkbox"/>
	※設定温度を2℃上げた場合			
	② “すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげましょう(エアコンの節電になります)。	10%	120W	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	③ 無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機を使いましょう。 ※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になるので注意しましょう。	50%	600W	<input type="checkbox"/>
	④ 冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品をつめこまないようにしましょう。	2%	25W	<input type="checkbox"/>
照明	⑤ 日中は照明を消して、夜間も照明をできるだけ減らしましょう。	5%	60W	<input type="checkbox"/>
テレビ	⑥ 省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう。	2%	25W	<input type="checkbox"/>
温水洗浄便座 (暖房便座)	⑦ 便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能があれば、これらを利用しましょう。	いずれかの対策により		
	⑧ 上記の機能がなければコンセントからプラグを抜いておきましょう。	1%未満	5W	<input type="checkbox"/>
ジャー炊飯器	⑨ 早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫に保存しましょう。	2%	25W	<input type="checkbox"/>
待機電力	⑩ リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。	2%	25W	<input type="checkbox"/>

外出している時にも、④⑦⑧⑩の対策に取りくみましょう。

削減率の合計が15%をこえるように節電しましょう。  %  W

！ エアコンの控え過ぎによる熱中症などに気をつけて、無理のない範囲で節電しましょう。

※節電効果の記載値は、在宅世帯の日中の平均的消費電力(14時:約1200W)に対する削減率と削減消費電力の目安です(資源エネルギー庁推計)。また、削減率は全て小数点以下を切り捨てています。3

その他の対策メニュー

チェック

エアコン フィルターを定期的(2週間に1回程度)に掃除しましょう。

冷蔵庫 庫内にビニールカーテンを取りつけましょう。

電気ポット お湯はガスコンロで沸かし、ポットの電源は切りましょう。

洗濯機 容量の80%程度を目安にまとめ洗いをしましょう。

パソコン 日中、短時間であればノートパソコンの電源を抜いて使いましょう。

掃除機 紙パック式はこまめにパックを交換しましょう。

**ライフスタイル**  
**節電のための家事スケジュールをたてておきましょう。**  
 日中(9時~20時)を避けて電気製品を上手に使うため、一日の家事スケジュールを事前にたてておきましょう。  
**旅行や外出も節電に役立ちます。**  
 外出時の家庭の電力消費は、在宅時を大きく下回ります。旅行や外出は、有効な節電手法の一つです。

**節水**  
**食器のまとめ洗いやシャワー時間の短縮など節水を心がけましょう。**   
 節水によって、水を送るポンプや上下水道施設の消費電力を減らすことができます。

夏前の準備

○主な電気製品の消費電力を調べてみましょう。

ご家庭で使っている主な電気製品の消費電力を調べてみましょう。電気製品の取扱説明書や本体には年間消費電力量や定格消費電力などが記載されています。

夏にご家庭で使う電気製品の消費電力を推定してみましょう。

エアコン	冷房時消費電力	W ×	台	=	W
冷蔵庫	年間消費電力量に0.3を掛けた値	W ×	台	=	W
テレビ	年間消費電力量に0.6を掛けた値	W ×	台	=	W
照明1	定格消費電力	W	個	=	W
照明2		W	個	=	W
照明3		W	個	=	W

※計算した値はあくまで目安の値になります。

○省エネ家電に買い替えましょう。

最新型の電気製品は消費電力が少なく、買い替えると大きな節電効果があります。統一省エネルギーを参考に省エネ家電を購入しましょう。(ただし、お使いの電気製品をより大型のものに替えると消費電力が増えることもありますのでご注意ください。)

○白熱電球を電球形蛍光ランプやLED電球に交換しましょう。

白熱電球1個(60形の場合:54W)は、最新式の32V型液晶テレビとほぼ同じ電力を消費します。

白熱電球を電球形蛍光ランプ(12W)に交換することで42W、LED電球(8W)なら46W程度節電することができます。

統一省エネルギーラベル



## 電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について

平成23年5月25日

経済産業省

### 1. 制限対象者

#### (1) 契約電力: 500kW以上の電気の使用者【省令・告示】

※対象者は電気事業者との契約単位(需要設備単位)で判断。同一企業の A 事業所(需要設備)、B 事業所(需要設備)の契約電力がそれぞれ500kW以上であれば、両事業所がそれぞれ使用制限の対象。

※契約電力の範囲: 常時使用電力、臨時電力、農事用電力及び自家発補給電力を合算(自家発補給電力は使用制限期間中に使用している場合にのみ加算。臨時電力及び農事用電力については、契約を締結している場合に加算。)

#### (2) 契約の相手方【告示】

- i) 一般電気事業者(東京電力及び東北電力)
- ii) 両電力の供給区域内で供給している特定規模電気事業者

※特定電気事業者については、基本的に一般電気事業者の系統に依存していないことから、使用制限の対象外とする。ただし、特定電気事業者に対して、その需要家の節電と一般電気事業者への最大限の電力供給を期待。

※あわせて、特定規模電気事業者に対しても、使用制限により削減した電力を含め、一般電気事業者への最大限の電力供給を期待。

### 2. 使用制限の期間・時間帯について【告示】

#### (1) 東京電力: 平成23年7月1日～9月22日(平日)の9時から20時

※昨夏の需要が(6,000万kW×85%)を超えた期間及び昨夏の最大需要が出た7月23日において当該数値を超えた時間帯を踏まえ設定。

#### (2) 東北電力: 平成23年7月1日～9月9日(平日)の9時から20時

※昨夏の需要が(1,480万kW×85%)を超えた期間及び今年の最大需要が出るが見込まれる日の需要見通しにおいて当該数値を超える時間帯を踏まえ設定。

(注)いわゆるお盆期間であっても、土日以外は平日とする。

### 3. 使用制限の内容【告示】

以下のいずれかの使用電力等の値(以下「基準電力値」という。)に対して85%を乗じた値を使用電力の上限とする(削減率▲15%)。

(1)原則、「昨年の上記期間・時間帯(以下「基準期間・時間帯」という。)における需要設備の使用最大電力の値(最大値を記録した1時間当たりの平均使用電力の値)」を基準電力値とする。

※使用最大電力は、電気事業者に対する報告徴収により把握。

※1時間単位の平均使用電力は、基準期間・時間帯の1時間(A時～A+1時)単位での実際の電力使用量の最大値とする(概念上は、 $h=1$ の電力使用量(kWh)となる)。

(2)電気事業者のデータ把握の制約から、(1)の基準期間・時間帯における使用最大電力の値が分からない場合には、「昨年の上記期間(以下「基準期間」という。)における使用最大電力の値」(当該期間の使用最大電力ではあるが、どの時間帯に出た値かは分からない)とする。

※使用最大電力は、基準期間の30分(A時～A時30分又はA時30分～A+1時)単位での電力使用量の最大値に2を乗じた値とする。

(3)基準期間・時間帯における使用最大電力の値が基準期間の末日における契約電力を超過している場合(末日と比較して契約電力に変更がない場合に限る。)は、契約電力を基準電力値とする。

(4)基準期間の末日の契約電力と比較して契約電力が増加している者については、増加後の契約電力を基準電力値とする。

(5)基準期間の初日以降、「新たに電気の需給契約を締結した者(契約単位)(基準期間から電気の需給契約の相手方を変えた者も含む。)」については、「使用制限期間中の契約電力の値」を基準電力値とする。

※基準期間の末日の契約電力と比較して、契約電力が減少している者(契約単位)については、上記(1)又は(2)の値と減少後の契約電力のいずれか大きい値を基準電力値とする。

※なお、昨年の上記期間・時間帯に自家発補給電力を使用し、今年の使用制限期間・時間帯には



自家発補給電力を使用しない場合には、(1)(2)から自家発補給電力に係る使用電力を控除した値を基準電力値とする等の補正措置も講ずる。

#### 4. 共同使用制限スキーム【省令・告示】

##### (1) 大口需要家(契約電力500kW以上)同士のスキーム

○需要設備ごとに使用最大電力を削減する現行方式の特則として、「同一の会社内の複数の需要設備(契約単位)」、あるいは「同業・異業の需要設備(契約単位)」で共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを認めるスキーム。

○共同使用制限の適用に当たっては、経済産業大臣の確認を要件とする。主な確認基準は以下のとおり。

なお、共同使用制限を適用しようとする日の14日前までに申請(東北経済産業局・関東経済産業局)が必要。

①「スキーム参加希望の者(契約単位ごと)の使用制限期間・時間帯における1時間ごとの使用予定電力(以下「個別使用予定電力」という。)の合計値」が「当該者の基準電力値の合計値」に85%を乗じた値を下回っていること。

※「当該者の基準電力値の合計値」は、以下のとおりとする。

i)原則、スキーム参加希望者の「基準期間・時間帯の1時間単位の日々の使用電力」を合成し、合成された使用電力の推移の中の最大値とする。

ii)スキーム参加希望者の中に、3.(2)～(5)に該当する者がいる場合には、当該者に限り、「基準電力値」を合算する。

②東京電力又は東北電力の供給区域のいずれか一方に、スキームの対象となるすべての需要設備が所在していること。

③天災等により電気の使用が相当程度困難な需要設備(契約単位)との間でのスキームの活用(製品の生産等の調整の場合を除く。)ではないこと。

④制限緩和の適用を受けた需要設備との間でのスキームの活用ではないこと(同一法人又は同一業種間で活用する場合は除く。)

## ○制限の内容

スキームに参加する需要家は、以下のいずれかに該当するように電気を使用しなければならない。

- 上記①の基準を満たして電力を使用すること。
- 個々の需要家が個別使用予定電力の値以下で電力を使用すること。

## (2)大口需要家と小口需要家(契約電力50kW以上500kW未満)のスキーム

○使用制限の対象は大口需要家であることから、共同使用制限スキームは、基本的に、大口需要家同士の場合に適用されるべきもの。

○しかしながら、大口需要家と小口需要家による共同使用制限により、全体として15%以上の使用削減が実現できる場合には、例外的に認める。ただし、小口需要家は使用制限の対象外であることから、省令に規定する共同使用制限スキームではなく、「6.」の制限緩和の一類型として特例措置を講ずる。

○大口需要家と小口需要家の共同使用削減に当たっては、以下を要件とする。なお、契約電力50kW未満の需要家との共同使用削減は認めない。

- 小口需要家が電気事業者との間で直接需給契約を締結していること。
- 小口需要家についても、上記3. に倣って昨夏の使用最大電力を算定すること。

※小口需要家から電気事業者を確認することで把握可能。

- 小口需要家についても、使用制限期間中の1時間単位の使用電力が把握できること。

※1時間単位の使用電力の把握が可能な計測器としては、例えば、デマンドコントローラーを想定。

※小口需要家が大口需要家と同一法人(子会社を含む。)であるか否かは問わない。ただし、一の小口需要家は一の大口需要家との間でのみ共同使用削減が可能(複数の小口需要家が一の大口需要家との間での共同使用削減も可)。複数の小口需要家及び複数の大口需要家で共同使用削減に取り組む場合には、複数の小口需要家と一の大口需要家との間でのグループ化を行った上で、当該グループと他の大口需要家との共同使用制限スキームの活用を図ることが可能。

※なお、本スキームの活用にあたり、小口需要家に対して優越的地位の濫用等が行われることがあってはならないことは言うまでもない。

## 5. 適用除外【省令・告示】

「適用除外」の場合、電気の使用制限がかからない。

(1) 緊急的に稼働が必要と認められる需要設備(緊急的に稼働している場合に限定)

例) 救急患者の治療を行う医療施設(当該治療時のみ)、降雨により増加した水量の排水を行う下水道・排水機場(当該排水時のみ)

※上記施設については、通常時には使用制限がかかる。緊急時に該当する場合には、7.

(3)の報告に際して事情の記載を求める。

(2) 災害救助法の収容施設として設置される避難所

(3) 福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に所在する需要設備

## 6. 制限緩和【省令・告示】

○制限緩和の類型としては、削減率の緩和、使用制限時間帯の緩和等を設定。例えば、削減率を0%に緩和した場合、基準期間・時間帯の使用最大電力の値まで電気の使用が可能。

○下記(1)及び(2)②の類型については、規制措置の執行としては一律に削減幅を緩和するものの、実際には、需要設備ごとに削減可能性が大きく異なる。削減余地の大きな設備についてまで、緩和後の水準まで電気の使用を認めることは適切ではない。

このため、「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部決定)において、

・大口需要家の取組の基本的方針として、「抜本的な需要抑制の具体的対策について、計画を策定し実施する。」

・電気事業法第27条の骨子として、「(制限緩和の)対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業者等として削減率(15%)を達成するように努めることとする。」

とされていることを踏まえ、使用抑制に係る計画的な取組を求め、事業所管省庁と経済産業省が協力しつつ検証を行うこととする。(別紙1参照)。

○なお、制限緩和の適用を受けようとする場合には、緩和を受けようとする日の14日前までに、経済産業大臣(東北経済産業局、関東経済産業局)に申請が必要。

## (1)生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備

### ①医療関係

- 医療施設:削減率0%
- 使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品・医療機器製造販売業及び製造業、医薬品卸売販売業:削減率0%

### ②老人福祉・介護関係

- 使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、介護保険施設、障害児(者)福祉施設等:削減率0%

### ③衛生・公衆安全関係

- 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する坑排水処理事業:削減率0%
- 上下水道、上下水道等に原水を供給する揚水機場(調整池を有さないものに限る):削減率5%
- 産業廃棄物処理施設(焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設である場合に限る):削減率5%
- 火葬場:削減率10%
- と畜場:削減率10%

## (2)安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

### ①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備

- 情報処理システムに係る需要設備(例:データセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム):削減率(変動幅に連動)
  - クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備:削減率(変動幅に連動)
- ※電力使用の変動幅(計算方法は別紙2参照)と削減率

変動幅10%未満:削減率0%

10%以上15%未満:削減率5%

15%以上20%未満:削減率10%

## ②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備

### i)交通関係

- 鉄道一般 12時～15時:削減率15%、その他の時間帯:削減率0%
- 東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル:削減率0%
- ローカル路線 片道3本/時:削減率0%、片道4, 5本/時:削減率5%  
(9時～12時、15時～20時は0%)

### ii)航空関係

- 航空保安施設:削減率5%
- 空港ターミナルビル:削減率5%

### iii)物流関係

- 定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業:削減率5%
- 中央・地方卸売市場:削減率5%
- 港湾運送等に係る需要設備:削減率5%

### iv)宿泊関係

- ホテル・旅館:削減率10%

### v)エネルギー供給関係

- 発電のためのガス供給等に係る需要設備:0%
- 発電所等に送水する工業用水:5%

### vi)その他

- 一般紙の夕刊印刷工場 12時～15時:削減率0%、その他の時間帯:削減率15%
- 夕刊紙の印刷工場 10時～12時:削減率0%、その他の時間帯:削減率15%

### (3)被災地の復旧・復興に不可欠な需要設備

被災地の範囲については、電気事業法第21条第1項ただし書により電気料金に係る特例の認可を受けた市区町村(隣接地域は除く)とする。

#### ①被災地の公共機関

- 地方公共団体の庁舎、県警本部等:削減率0%
- 被災地路線(鉄道):削減率0%
- 人員等を大幅に増加して被災者の求めに応じている郵便事業株式会社の営業所、金融機関、電気通信事業の用に供される需要設備:削減率0%

#### ②被災地の災害廃棄物の処理を行う廃棄物処理施設:契約電力上限

#### ③被災地の地方公共団体の要請により、東日本大震災により失業した被災者を5名以上雇用する被災地に立地する事業所の需要設備:削減率0%

#### ④原子力災害の分析事業のための需要設備:削減率5%

### (4)その他

- 一括受電マンション等:契約電力上限
- 平成23年3月11日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備について、同一法人の他の需要設備の削減量に考慮
- 設備の検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値を契約電力とする緩和措置

## 7. その他

### (1)罰則

○故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象。

※使用制限は1時間当たりの使用電力で課すことから、1時間単位で制限値を超えれば使用制限違反となる。

### (2)テナントビルに係る措置【省令】

○テナントビルのオーナーに対し、テナントの電気の使用状況の把握とテナントへの

情報提供に努めることを求める。

○テナントに対し、上記情報を活用しつつ、電気の使用抑制に努めることを求める。

※テナントビルにおいては、電気事業者と直接需給契約を締結しているオーナーに対して使用制限がかかる。なお、オーナーが電気の使用をコントロールできる部分(ビルの共用部)以外の使用削減が十分図られなかったことにより使用制限に違反した場合には、一般的には故意は認められないと解する。

### **(3)電気の使用状況の報告【省令・告示】**

○使用制限期間中、検針日から15日以内に、経済産業大臣(東北経済産業局、関東経済産業局)に対して、日々の1時間単位の電気の使用状況を報告(共同使用制限スキームを活用している場合には、毎月16日まで)。

※電気の使用状況は、電気事業者を確認することで把握可能。





## 制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について

### 1. 趣旨

- 使用制限を緩和することが適切と判断される需要設備であっても、設備ごとに削減可能性が大きく変わるが、規制措置の性格上、緩和措置は需要設備の類型ごとに一律に設定せざるを得ない。
- しかしながら、一律に制限が緩和されたとしても、実際には削減余地がある需要設備についてまで、緩和された水準まで電気の使用を認めることは適切とは言えない。
- このため、事業所管省庁と経済産業省が協力しつつ、制限緩和が認められた需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成と事業所管省庁への提出を求め、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証を行うこととする。

※「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部決定)

- ・大口需要家の取組の基本的方針として、「抜本的な需要抑制の具体的対策について、計画を策定し実施する。」と記載。
- ・電気事業法第27条の骨子として、「(制限緩和の)対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率(15%)を達成するように努めることとする。」と記載。

- 計画の作成を求める需要設備は、設備ごとに削減余地が異なる可能性が高い「6. (1)」及び「6. (2)②」の制限緩和の適用を受ける需要設備とする。

### 2. 計画の進め方

- 需要家による節電行動計画の作成に当たっては、「夏期の電力需給対策につ

いて」の「参考1 大口需要家による取組について」及び「参考2 小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考とする。

○計画の検証については、制限緩和の対象需要設備ごとに実態が異なることから、事業所管省庁と経済産業省が協議の上進めることとする。

○なお、検証は計画策定時点及び使用制限期間終了後の2回行うこととし、先進的な取組はHP等に掲載し、他の需要家が取組の参考にできるようにする。

## 制限緩和に係る需要変動幅の算定方法について

### 1. 原則

○1日の電力需要(1時間単位)の最大と最小の変動率を、基準期間の日数分を平均したものとする。(ただし、算定期間には、土日及び祝日を含む。)

※変動率(%) = {(使用最大電力) - (使用最小電力)} / (使用最大電力) で算出。(端数は小数点以下を切り捨て)

○ただし、平均値の算定に当たり、設備トラブル等による特異な変動率を排除するため、各日の変動率のうち、変動率が大きい上位3日及び変動率が小さい上位3日の変動率は除くものとする。

### 2. 補正措置

需要家の選択により、以下の補正措置を講じることも認める。

#### (1) 負荷平準化の取組に係る補正

- 電気事業者との間で、ピーク時間調整契約を締結している場合には、当該契約の調整時間帯の使用電力を変動幅の算定対象から除外。
- 電気事業者との間で、蓄熱調整契約を締結している場合には、以下のとおり変動率を算出。

$$\text{変動率(\%)} = \{(\text{使用最大電力}) - (\text{使用最小電力} + 1\text{時間当たりの平均蓄熱電力})\} / (\text{使用最大電力})$$

$$1\text{時間当たりの平均蓄熱電力} = (\text{月間の蓄熱に係る使用電力量}[\text{夜間使用電力量}]) / (\text{当該月の日数} \times 10\text{時間}(\text{蓄熱調整契約の対象時間帯: 22時} \sim 8\text{時}))$$

#### (2) メーターの機能制約に係る補正

契約電力に比して高圧で受電しているため、使用電力の計測方法によりやむ

を得ず変動幅が大きくなるケースの補正。

- 以下の要件を満たす場合には、変動率から5%を減じる。

(メーターの表示値の最小単位の値) × (乗数) > 契約電力 × 5%

※乗数とは、高圧で受電する電力をメーターで計測できるように変圧、変流する際の係数のこと。表示値 × 乗数で実量値となる。

### 3. 変動幅の算定期間について

○基準期間の初日の日以降に、負荷設備を増強させた場合、契約電力を増減させた場合又は新たに需給契約を締結した場合には、増減等させた日以降の任意の2月間を変動幅の算定期間とする。

○なお、増減等させた日以降2月を経過していない場合には、1月間とする。

※1月間の変動幅の算定ができない場合には、制限緩和措置の適用は認められない。

○経済産業省令第二十八号

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二十七条の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、電気使用制限等規則の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月一日

経済産業大臣 海江田万里

電気使用制限等規則の全部を改正する省令

電気使用制限等規則(昭和四十九年通商産業省令第二号)を次のように改正する。

(使用電力量の制限)

第一条 経済産業大臣が指定する地域において一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者(以下「一般電気事業者等」という。)が供給する電気を使用する者であつて、一の需要設備についての契約電力(電気を使用する者が一般電気事業者等との契約上使用できる最大電力をいう。次条及び第五条において同じ。)の値が五百キロワット以上であるものは、経済産業大臣が使用電力量を制限する期間として指定する期間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する電力量の限度を超えて当該一般電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

2 前項の規定は、上下水道の用に供する需要設備その他の経済産業大臣が指定する需要設備については、適用しない。

(使用最大電力の制限)

第二条 経済産業大臣が指定する地域において一般電気事業者等が供給する電気を使用する者は、経済産業大臣が指定する期間及び時間の範囲内における一の需要設備についての経済産業大臣が指定する契約電力の値(次条において「指定契約電力」という。)が五百キロワット以上となる期間及び時間の各一時間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する電力の値に経済産業大臣が指定する率を乗じて得た電力の値の限度を超えて当該一般電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による制限に準用する。

(使用最大電力の制限の特例)

第三条 前条第一項に規定する使用最大電力の制限の対象となる者(同条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備以外の需要設備を有しないものを除く。以下「関係電気使用者」という。)は、前条第一項の規定により使用最大電力の制限が行われる期間の範囲内の期間及び当該制限が行われる時間において、単独又は他の関係電気使用者と共同して、複数の需要設備についての電気の使用を連携させて抑制するため、当該抑制をしようとする期間の開始の日から起算して十四日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第一による申請書(以下この条及び第十一条において「電力共同抑制申請書」という。)を経済産業大臣に提出し、その内容が適当である旨の確認を受けることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制しようとする期間

三 当該需要設備の概要

四 当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制する旨の説明

五 当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制することにより、満たすことが求められる使用電力の合計値に係る基準として、当該需要設備ごとの前条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値及び比率を勘案して、経済産業大臣が指定する電力の値(以下この条において「指定合計電力」という。)

六 第二号に掲げる期間及び前条第一項の規定により使用最大電力の制限が行われる時間(以下この条において「特定指定期間等」という。)の各一時間において予定している当該需要設備ごとの使用電力の値(以下この条において「使用予定電力」という。)及びその合計値(以下この条において「合計使用予定電力」という。)

2 経済産業大臣は、前項の規定により提出された電力共同抑制申請書の内容が次の各号のいずれにも適合することを確認したときは、当該関係電気使用者を指定関係電気使用者として指定するものとする。

一 当該需要設備のすべてについて、前条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同一の一般電気事業者等の供給区域又は供給地点内に存在し、かつ、特定指定期間等における指定契約電力が五百キロワット以上であること。

二 特定指定期間等における合計使用予定電力の最大値が、指定合計電力以下であること。

三 その他電気事業法第二十七条の規定の趣旨に照らして著しく不相当であるとして経済産業大臣が定める内容でないこと。

3 指定関係電気使用者は、特定指定期間等の各一時間においては、当該需要設備については、前条第一項の規定にかかわらず、当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制することにより、その使用電力の合計値が指定合計電力以下となる場合を除き、それぞれの使用電力の値がそれぞれの使用予定電力以下となるように、一般電気事業者等が供給する電気を使用しなければならない。

4 指定関係電気使用者は、第二項の確認を受けた電力共同抑制申請書の内容を変更しようとする場合は、その変更を適用しようとする日から起算して十四日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書を経済産業大臣に提出し、その内容が適当である旨の確認を受け、指定を受けなければならない。ただし、同項の規定による指定(この項の規定による確認を受けた場合)にあつては、その確認後の指定。以下この条及び第八条において同じ。)を他の関係電気使用者と共同で受けている場合には、当該関係電気使用者と共同して当該申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更の理由

5 指定関係電気使用者は、第二項の規定による指定の取消しを受けようとする場合は、当該指定の取消しを受けようとする日から起算して七日前までに、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、同項の規定による指定を他の関係電気使用者と共同で受けている場合には、当該関係電気使用者と共同して当該申請書を提出しなければならない。

6 経済産業大臣は、指定関係電気使用者から前項の指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すものとする。

7 経済産業大臣は、指定関係電気使用者が虚偽若しくは不正の事実に基づいて確認を受けた者であることが判明したとき、又は第三項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

8 第一項の規定による確認の申請は、第十条第二項の規定による通知の前においても、行うことができる。

(用途を定めてする使用制限)

第四条 経済産業大臣が指定する地域において一般電気事業者等が供給する電気を使用する者は、経済産業大臣が指定する期間及び時間においては、広告灯、電飾、ネオンサイン、シヨウウィンドウ用照明設備又は屋外投光器のうち装飾用、広告用その他これらに類する用途に使用されるもので経済産業大臣が指定するものの用に当該一般電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。



- 5 電気の使用を連携させて抑制を行う需要設備ごとの概要等について別紙 4 に記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 電力の制限の状況

特 定 指 定 期 間 等	月 日 ~ 月 日 時 ~ 時
使用できる電力の限度 (指定合計電力) (kW)	

- 注 1 指定合計電力に関し、その算定の根拠となる需要設備ごとの電力の値については、別紙 4 の 2 に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 3 とすること。
- 3 特定指定期間等の各一時間において予定している需要設備の使用電力の合計値 (合計使用予定電力)

時間	日		日		日		日		日		日		日		日	
	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	
0~1																
1~2																
2~3																
3~4																
4~5																
5~6																
6~7																
7~8																
8~9																
9~10																
10~11																
11~12																
12~13																
13~14																
14~15																
15~16																
16~17																

17~18																
18~19																
19~20																
20~21																
21~22																
22~23																
23~24																

- 注 1 合計使用予定電力について、所定の場所にそのすべてを記載することができないときは、用紙を追加し、記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 3 とすること。
- 4 合計使用予定電力の最大値

合計使用予定電力の最大値 (kW)	

- 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 3 とすること。
- 別紙 1

- 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印
- 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印
- 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印
- 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印
- 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印
- 注 1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 2 所定の場所にそのすべてを記載することができないときは、記載項目を追加すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別紙 2

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	

注 1 電気の使用を連携させて抑制を行う需要設備ごとの関係電気使用者の名称及び規則第10条第2項の規定に基づき通知された需要設備番号を記載すること。  
 2 所定の場所にそのすべてを記載することができないときは、記載項目を追加すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙3  
 1 複数の需要設備についての電気の使用を連携させて抑制することの説明

--

注 1 複数の需要設備についての電気の使用を連携させて抑制することの説明の欄には、複数の需要設備間における具体的な連絡手段及び連絡体制図について記載すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 規則第3条第2項第3号に関する事項

申請書の内容が、規則第3条第2項第3号の経済産業大臣が定める著しく不適当な内容に該当していないか。	該当していない	該当している
---	---------	--------

注 1 規則第3条第2項第3号に関する事項について、該当していない又は該当しているのいずれかを○で囲むこと。また、該当していない場合、該当していないことを証明する書類を添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙4  
 1 需要設備の概要

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	

需要設備の設置場所	
需要設備の用途	
特定指定期間等における指定契約電力(kW)	
一般契約の場合	
約の場船備の場合整	
計	
受電電圧(V)	
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	
所属部課	
氏名	
電 話	
F A X	
e-mail	

注 1 指定契約電力は、契約種別ごとに記載すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 電力の制限の状況

需要設備番号	
需要設備の制限率(%)	
指定合計電力における当該需要設備の電力の値(kW)	
指定合計電力を示す年月日及び時間	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。



3 特定指定期間等の各一時間において予定している需要設備の使用電力 (使用予定電力)

時間	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)
0~1																		
1~2																		
2~3																		
3~4																		
4~5																		
5~6																		
6~7																		
7~8																		
8~9																		
9~10																		
10~11																		
11~12																		
12~13																		
13~14																		
14~15																		
15~16																		
16~17																		
17~18																		
18~19																		
19~20																		
20~21																		
21~22																		
22~23																		
23~24																		

注 1 使用予定電力について、所定の場所にそのすべてを記載することができないときは、用紙を追加し、記載すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 3 とすること。

様式第 2 (第 3 条関係)

電力共同抑制変更申請書

年 月 日

住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印  
 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

1 電気使用制限等規則第 3 条第 4 項の規定による変更の確認を受けたいので申請します。  
 連絡担当者

関係電気使用者の名称	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

注 1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。  
 2 他の関係電気使用者と共同して提出する場合は、氏名及び住所 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) をそれぞれ記載し、押印すること。なお、所定の場所にそのすべてを記載することができないときは別紙に記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 変更内容

指 定 年 月 日		
押印第 3 条第 2 項又は同条第 4 項の規定に基づく指定制を受けられた際の通知書の文番号		
変 更 事 項	変 更 後	変 更 前



別紙 2

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	

注 1 電気の使用を連携させて抑制を行う需要設備ごとの関係電気使用者の名称及び規則第10条第2項の規定に基づき通知された需要設備番号を記載すること。  
 2 所定の場所におけるすべての記載項目を追加すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 様式第 4 (第 8 条関係)

使用電力状況報告書

年 月 日

股

住所  
氏名  
印

電気使用制限等規則第 8 条の規定により次のとおり使用電力量の状況を報告します。

1 需要設備の概要

需要設備の設置場所	
需要設備の用途	
契約の種類別	
受電電圧 (V)	
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	
担当連絡	
氏名	
電話	

先等	F A X	e - m a i l
----	-------	-------------

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 使用電力量の状況

使用した電力量(Q) (kWh)	
使用できる電力量の限度(W) (kWh)	
$\frac{Q}{W}$ (%)	
使用できる電力量の限度の算出に関する説明	

注 1 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 様式第 5 (第 8 条関係)

使用電力状況報告書

年 月 日

股

住所  
氏名  
印

電気使用制限等規則第 8 条の規定により次のとおり使用電力量の状況を報告します。

1 需要設備の概要

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
需要設備の設置場所	
需要設備の用途	
一般契約の場合	
電力の制限が実施される期間及び時間における推定契約電力(kWh)	
契約の場 合	
電給調 整契	
合	
計	



5 需要設備の使用電力の最大値

需要設備の使用電力の最大値 (kW)	
--------------------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 3 とすること。  
 様式第 6 (第 8 条関係)

使用電力状況報告書

年 月 日

印 殿

住所  
 氏名  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
 住所  
 氏名  
 印  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

1 電気使用制限等規制第 8 条の規定により次のとおり使用電力の状況を報告します。  
 規制第 3 条第 2 項又は同条第 4 項の規定に基づき指定を受けた際の通知書の文書番号

注 1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2 他の関係電気使用者と共同して提出する場合は、氏名及び住所 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) をそれぞれ記載し、押印すること。なお、所定の場所にそのすべてを記載することができないときは別紙 1 に記載すること。

3 電気の使用を運搬させて抑制を行う需要設備ごとの関係電気使用者の名称及び規制第 10 条第 2 項の規定に基づき通知された需要設備番号を別紙 2 に記載すること。

4 電気の使用を運搬させて抑制を行う需要設備ごとの概要等について別紙 3 に記載すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 連絡担当者

関係電気使用者の名称	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F	A
X	
e - m a i l	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

3 電力の制限の状況

特 定 指 定 期 間 等	月 日 ~ 月 日 時 ~ 時
使用できる電力の限度 (指定合計電力)(kW)	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

4 需要設備の使用電力の合計値の状況

時間	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)
0~1																	
1~2																	
2~3																	
3~4																	
4~5																	
5~6																	
6~7																	
7~8																	
8~9																	
9~10																	
10~11																	
11~12																	
12~13																	
13~14																	
14~15																	
15~16																	
16~17																	
17~18																	
18~19																	
19~20																	
20~21																	
21~22																	
22~23																	
23~24																	

注 1 需要設備の使用電力の合計値の状況について、所定の場所にそのすべてを記載することができないときは、用紙を追加し、記載すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 3 とすること。

5 需要設備の使用電力の合計値の最大値

需要設備の使用電力の合計値の最大値 (kW)

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 3 とすること。  
別紙 1

住所  
氏名  
印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
住所  
氏名  
印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
住所  
氏名  
印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
住所  
氏名  
印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
住所  
氏名  
印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
住所  
氏名  
印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

注 1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。  
は必ず本人が自署するものとする。  
2 所定の場所にてそのすべてを記載することができないときは、記載項目を追加すること。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別紙 2

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
関係電気使用者の名称	
需要設備番号	

注 1 電気の使用を連携させて抑制を行う需要設備ごとの関係電気使用者の名称及び規則第 10 条

第 2 項の規定に基づき通知された需要設備番号を記載すること。

2 所定の場所にてそのすべてを記載することができないときは、記載項目を追加すること。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別紙 3

1 需要設備の概要

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
需要設備の設置場所	
需要設備の用途	
一般契約の場合	
特定指定期間等における指定契約電力 (kW)	
約給の場合調整	
合計	
受電電圧 (V)	
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	
所属課	
氏名	
電話	
F A X	
e-mail	

注 1 指定契約電力は、契約種別ごとに記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 電力の制限の状況

需 要 設 備 の 制 限 率 (%)	
---------------------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A3 とすること。

3 需要設備の使用電力の状況

月 日 ~ 月 日

時間	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)	日 (曜日) (kW)
0~1																	
1~2																	
2~3																	
3~4																	
4~5																	
5~6																	
6~7																	
7~8																	
8~9																	
9~10																	
10~11																	
11~12																	
12~13																	
13~14																	
14~15																	
15~16																	
16~17																	
17~18																	
18~19																	
19~20																	
20~21																	
21~22																	
22~23																	
23~24																	

注 1 引込み線等の共用により把握が困難な需要設備の使用電力の値は、受電地点における共用設備全体に係る使用電力の値から引込み線等を共用する他の需要設備の使用電力の値を差し引くことにより算出するものとする。

2 注 1 において、引込み線等を共用する他の需要設備の使用電力の値についても把握が困難な場合は、受電地点における共用設備全体に係る使用電力の値から引込み線等を共用する他の需要設備の契約電力又は契約電力に相当するものの値を差し引くことにより算出するものとする。

3 需要設備の使用電力の状況について、所定の場所にそのすべてを記載することができないときは、用紙を追加し、記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A3 とすること。

様式第 7 (第 9 条関係)

受電 (増加) 届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気使用制限等規則第 9 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

受電 (増加) 電力の容量	
需要設備の設置場所	
受電 (増加) 開始の日	
担 所 属 部 課	
当 氏 名	
連 電 話	
絡 F A X	
先 e - m a i l	
等	

注 1 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することが出来る。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第 8 (第 9 条関係)

受電 (増加) 届出に関する説明書

1 電気の利用

--

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 使用の方法

	届 出 後	届 出 前
常時供給を受けようとする電力の値 (kW)		
随時に供給を受けようとする電力の値 (kW)		
予備として供給を受けようとする電力の値 (kW)		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
受電電力の容量の算出根拠

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
規 則  
この命令は、平成二十三年六月一日から施行する。



○**経済産業省告示第117号**  
 電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）第三十条第一項、同条第二項及び第三項を第一條第二項、第三條第一項及び第二項、第八條及び第九條の規定に準じ、使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等を次のように定める。

平成二十三年六月一日  
 経済産業大臣 蓮田良典

使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等

第一条 電気使用制限等規則（以下「規則」という。）第二条第一項の経済産業大臣が指定する地域、期間及び時間、契約電力の値、電力の値並びに率は、それぞれ次のとおりとする。

一 地域 東北電力株式会社及び東京電力株式会社の供給区域（全国的な電力系統に連系していない離島は除く。）

二 期間（以下「指定期間」という。）

東北電力株式会社の供給区域においては、平成二十三年七月一日から同年九月九日まで、東京電力株式会社の供給区域においては、平成二十三年七月一日から同年九月二十二日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）は除く。

三 時間（以下「指定時間」という。）

午前九時から午後八時まで

四 契約電力の値

一般電気事業者又は特定規模電気事業者との契約電力のうち、次に掲げるものの値を合計した電力の値とする。ただし、電気の使用者の発電設備の検査若しくは補修又は事故により生じる電力の不足の補給に充てられた電気の供給を受けず契約電力（以下「自家発電補給電力」という。）及び契約期間が一年未満であって臨時に電気の供給を受けず契約電力（以下「臨時電力」という。）及び農事用電力にあっては、当該契約電力に係る電気を使用する場合に限り、当該契約電力の値を合計するものとする。

- ア 常時使用電力
- イ 自家発電補給電力
- ウ 臨時電力
- エ 農事用電力

五 電力の値

次のいずれかに掲げる場合に及び、それぞれ次に掲げる値とする。

ア 基準期間（東北電力株式会社の供給区域においては、平成二十二年七月一日から同年九月九日まで、東京電力株式会社の供給区域においては、平成二十二年七月一日から同年九月二十二日まで）の間、土曜日、日曜日及び休日を除く。）をいう。以下同じ。）の末日の指定時間における契約電力の値（第四号の規定に基づき算定される契約電力の値をいう。以下同じ。）と使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値の大きい場合（エ、オ及びカに掲げる場合を除く。） 基準期間の指定時間における契約電力の値の小さい方の値

イ 基準期間の末日の指定時間における契約電力の値より、使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値が大きい場合（カに掲げる場合を除く。） 使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値

ウ 基準期間の末日の指定時間における契約電力の値より、使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値が小さい場合（エ、オ及びカに掲げる場合を除く。） 基準期間の指定時間における使用電力の最大値と使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値の大きい方の値

エ 基準期間の初日以降に新たに一般電気事業者又は特定規模電気事業者と需給契約を締結した場合（カに掲げる場合を除く。） 使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値

オ 他の需要設備との引込み線等の共用により、基準期間の指定時間における使用電力の把握が困難な場合（カに掲げる場合を除く。） 使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値

カ 当月の十一月前月の月から当月までの使用電力の最大値を当月の契約電力の値とする内容の需給契約を締結している場合 当月の二月前月の月の契約電力の値

キ 基準期間の指定時間における使用電力の最大値は、次のいずれかに掲げる場合に及び、それぞれ次に掲げる値とする。

(1) 需要設備に取り付けられた計量器により、基準期間の指定時間における各一時間の使用電力の値が保存されている場合 基準期間の指定時間における一時間の使用電力の最大値（ただし、農事用電力（基準期間の初日以降継続して需給契約を締結している場合に限り。）について、使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間において当該契約電力に係る電気を使用する場合に限り、基準期間の指定時間における当該契約電力に係る使用電力の最大値を加算するものとする。また、自家発電補給電力、臨時電力及び農事用電力（基準期間の初日以降に新たに需給契約を締結した場合に限る。）について、使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間においてそれぞれの契約電力の値を加算するものとする。(2)において同じ。)

(2) 需要設備に取り付けられた計量器により、基準期間を含むすべての検計期間における使用電力の最大値が保存されている場合 (1)に掲げる場合を除く。) 当該使用電力の最大値

六 率 〇・八五

第二条 規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備は、次のとおりとする。

- 一 降雨等による水量の増加等により必要な排水又は排気の処理を行う下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道に限る。以下同じ。）、排水機場及びトンネル、溜水時に運転する導水補給施設、救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点

から医師が必要と認める治療を行う医療施設その他の国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備(ただし、国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働しているときに限り、規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備とみなされるものとする。)

二 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十三条第一項第一号の収容施設として設置される避難所、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)に基づき設定された福島第一原子力発電所に係る計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する需要設備並びに災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に基づき設定された警戒区域に所在する需要設備

第三条 規則第三条第五号の経済産業大臣が指定する電力の値は、基準期間の指定時間について、電気の使用を連携させて抑制しようとするそれぞれの需要設備についての第一条第五号に掲げる電力の値(ただし、それが基準期間の指定時間における使用電力の最大値である場合であって同号の(1)に掲げる場合にあつては、基準期間の指定時間の各一時間における使用電力の値)に、同条第六号に掲げる率を乗じて得た値(第五条の規定により制限の緩和が行われる場合にあつては、当該緩和が行われた後の値)を、すべての需要設備について合計して得た値(ただし、当該値が複数ある場合にあつては、当該期間及び時間における最大値)とする。

第四条 規則第三条第二項第三号の経済産業大臣が定める内容は、次のとおりとする。  
一 天災等により電気の使用が相当程度困難な需要設備と連携させて電気の使用を抑制しようとする(製品の生産等の調整を行う場合を除く。)

二 次条第一項各号(同項第六号から第八号までを除く。)に係る制限の緩和の適用を受けた需要設備(同一法人(子会社を含む。))又は日本標準産業分類における同一の大分類に属するものを除く。)と連携させて電気の使用を抑制しようとする。

三 次条第一項第八号に係る制限の緩和の適用を受けた需要設備と、同一法人に属さない需要設備又は平成二十三年三月十一日以降に契約電力の値を増加させた需要設備若しくは新たに需給契約を締結した需要設備を連携させて電気の使用を抑制しようとする。

第五条 次に掲げる需要設備についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値若しくは率又はこれら乗じて得た電力の値は、第一条第五号及び第六号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- 一 使用最大電力の制限が、人の生命若しくは身体の安全又は衛生の確保に著しい影響を及ぼすと認められる次に掲げる需要設備についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する率 それぞれ次に掲げる率
  - ア 医療施設、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条の規定による製造販売業(医薬品部外品及び化粧品を除く。)の許可を受けた者、同法第十三条の規定による製造業(医薬品部外品及び化粧品を除く。)の許可を受けた者又は同法第二十五条第三号の規定による卸売販売業の許可を受けた者の有する需要設備のうち、無菌、滅菌、培養、凍結乾燥、合成、常時稼働が必要となる温度管理等の製造若しくは保管工程を有するため使用最大電力の制限が人の生命又は身体の安全の確保に特に影響を及ぼす需要設備並びに使用最大電力の制限が人の生命又は身体の安全の確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、介護保険施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び障害者支援施設等 一・〇〇
  - イ 主として病院及び医学、歯学、薬学又は保健衛生学に関する学部、研究所又は附置研究所等の施設から構成される需要設備 一・〇〇
  - ウ 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の交付を受けて地方公共団体が実施する坑産水処理事業の用に供される需要設備 一・〇〇

エ 水道、下水道並びに水道及び工業用水道に原水を供給する揚水機場であつて揚水機の運転時間の調整を可能とする調整池を有しない需要設備 〇・九五

オ 火葬場 〇・九〇  
カ と畜場 〇・九〇

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十四条第六項又は第十四条の四第六項の許可を受けた者が設置する事業所(当該事業所内に法第十五条第一項の産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七十七条第三号、第五号、第八号、第十二号、第十二号の二又は第十三号の二に規定するものに限る。)が設置されているものに限る。)であつて、当該産業廃棄物処理施設が当該事業所の主要な施設と認められる需要設備 〇・九五

二 前号のほか、使用最大電力の制限が、国民生活又は社会経済の安定に著しい支障を及ぼすと認められる次に掲げる需要設備についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する率又は同項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値に経済産業大臣が指定する率を乗じて得た電力の値 それぞれ次に掲げる率又は電力の値

ア 専ら情報処理を大量かつ迅速に行う電子計算機を有する需要設備及び電解施設又はクリンルームを有する需要設備 次に掲げる需要設備ごとにそれぞれ次に掲げる率  
需要変動の率が十パーセント未満の需要設備 一・〇〇

需要変動の率が十パーセント以上十五パーセント未満の需要設備 〇・九五  
需要変動の率が十五パーセント以上二十五パーセント未満の需要設備 〇・九〇

需要設備の需要変動の率は、東北電力株式会社等の供給区域においては平成二十二年七月一日から同年九月九日までの間、東京電力株式会社の供給区域においては平成二十二年七月一日から同年九月二十二日までの間(当該期間の初日以後に、負荷設備を増減させた場合、契約電力の値を増減させた場合又は新たに需給契約を締結した場合にあつては、当該増減等させた日以降の任意の二日間、当該増減等させた日から次項の規定による申請の日まで)に二月が経過していない場合及び平成二十二年七月一日から同年九月九日又は同年九月二十二日までの各一時間の使用電力の値が保存されていない場合にあつては、一月間)の一日における一時間の使用電力の最大値から最小値を引いて得た値を当該最大値で除して得た値についての当該期間における平均値(ただし、最大及び最小それぞれ三日分の値については含めず)に算定するものとする。また、当該平均値に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、蓄熱負荷設備を用いて昼間の使用電力の値を調整する一般電気事業者又は特定規模電気事業者との契約に基づき、夜間において蓄熱負荷設備を運転している場合は、当該期間における当該契約による使用電力量の合計(蓄熱負荷設備に係る使用電力量を直接に計量することが困難な場合には、当該契約による使用電力量の合計に、蓄熱負荷設備に係る使用電力量の比率として予め一般電気事業者又は特定規模電気事業者と定めた比率を乗じて得た値)をその使用時間で除して得た値を、上記平均値の算定に当たつての一時間の使用電力の最小値に加えることができる。また、一般電気事業者又は特定規模電気事業者との契約に基づき、昼間のエネルギー使用の尖頭時における使用電力の値の調整を行っている場合は、当該調整を行っている時間帯の使用電力の値を、上記平均値の算定に含めないことができる。

ただし、当該需要設備に係る計量器に表示される使用電力の値の最小単位の値に当該計量器に係る乗数を乗じて得た値が、その契約電力の値に〇・〇五を乗じて得た値に比べて大きい場合は、上記により算定される需要変動の率から五パーセントを引いて得たものを需要変動の率とする。

イ 一般ガス事業者による使用最大電力の制限の対象となる地域に電気を供給する一般電気事業者又は特定規模電気事業者における発電等の用に供されるガスの供給の用に供される需要設備及び一般ガス事業者にガスを供給するガス導管事業者によるガスの供給の用に供される需要設備 一・〇〇

ロ 工業用水の供給の用に供される需要設備 〇・九五

エ 食料・飲料卸売業（食料又は飲料を総合的に取り扱うものに限る。）の用に供される保管温度が常時摂氏十度以下に保たれている冷蔵室の用に供される需要設備並びに倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第三条第一号に規定する一類倉庫（定温管理が可能な空調装置又は設備を有するものに限る。）、同条第六号に規定する貯蔵庫倉庫及び同条第八号に規定する冷蔵倉庫の用に供される需要設備 〇・九五

オ 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央卸売市場及び同条第四項に規定する地方卸売市場の用に供される需要設備 〇・九五

カ 航空交通管制の用に供される需要設備（東京空港事務所、東京航空交通管制部及び常陸大田航空衛星センターに限る。） 〇・九五

キ 空港ターミナルビルの用に供される需要設備 〇・九五

ク 港湾運送その他の港湾における船舶からの取卸し、船舶への搬込み又は荷さばき等の用に供される需要設備 〇・九五

ケ 旅館業の用に供される需要設備 〇・九五

コ 鉄道事業者又は軌道事業者の用に供される需要設備（東北新幹線、長野新幹線、上越新幹線及び東海道新幹線の路線に係る需要設備、本州と北海道を連絡する軌道に係る軌道施設並びに午前十二時から午後三時までの間の一時間当たりの旅客列車の運転本数が片道三本以下の路線に係る需要設備に限る。） 一・〇〇

サ 軌道事業者又は軌道事業者の用に供される需要設備（午前十二時から午後三時までの間の一時間当たりの旅客列車の運転本数が片道五本以下の路線（コに規定する路線を除く。）に係る需要設備に限る。） 次に掲げる時間帯ごとにそれぞれ次に掲げる電力の値  
午前九時から午前十二時まで及び午後三時から午後八時まで 基準期間の当該時間における第一条第五号を準用して算定される電力の値に一・〇〇を乗じて得た値  
午前十二時から午後三時まで 基準期間の当該時間における第一条第五号を準用して算定される電力の値に〇・九五を乗じて得た値

シ 数十万人が参加する行事が見込まれる日の特定の時間帯に急増する需要に対するための軌道事業者又は軌道事業者の用に供される需要設備（案内軌条式の路線に係るものに限る。）（当該特定の時間帯に限る。） 〇・九五

ただし、当該特定の時間帯以外の指定時間においては、基準期間の指定時間における第一条第五号を準用して算定される電力の値に同条第六号に掲げる率を乗じて得た値を、使用電力の限度値とする。

ス 鉄道事業者又は軌道事業者の用に供される需要設備（コ、サ及びシに掲げるものを除く。）（午前九時から午前十二時まで及び午後三時から午後八時までに限る。） 基準期間の当該時間における第一条第五号を準用して算定される電力の値に一・〇〇を乗じて得た値  
ただし、午前十二時から午後三時までにおいては、基準期間の当該時間における第一条第五号を準用して算定される電力の値に同条第六号に掲げる率を乗じて得た値を、使用電力の限度値とする。

セ 日刊新聞紙（夕刊に限る。）の印刷の用に供される需要設備（午前十二時から午後三時までに限る。） 基準期間の当該時間における第一条第五号を準用して算定される電力の値に一・〇〇を乗じて得た値

ただし、午前九時から午前十二時まで及び午後三時から午後八時までにおいては、基準期間の当該時間における第一条第五号を準用して算定される電力の値に同条第六号に掲げる率を乗じて得た値を、使用電力の限度値とする。

ソ 夕刊紙の印刷の用に供される需要設備（午前十時から午前十二時までに限る。） 基準期間の当該時間における第一条第五号を準用して算定される電力の値に一・〇〇を乗じて得た値  
ただし、午前九時から午前十時まで及び午前十二時から午後八時までにおいては、基準期間の当該時間における第一条第五号を準用して算定される電力の値に同条第六号に掲げる率を乗じて得た値を、使用電力の限度値とする。

三 東日本大震災からの緊急かつ健全な復興を図るために特に必要と認められる次に掲げる需要設備についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する率 それぞれ次に掲げる率

ア 東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、新潟県、福島県、栃木県、茨城県及び千葉県における電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十一条ただし書きによる認可を受けた市区町村（災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた市区町村に隣接した市区町村を除く。）、以下同じ。）における地方公共団体（当該地方公共団体を含む県を含む。）の要請又は計画等に基づき東日本大震災により罹災した者が平成二十三年三月十一日以降に新たに五名以上雇用されている需要設備（被災地に所在するものに限る。） 一・〇〇

イ 被災地における地方公共団体の庁舎、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第四十七条に規定する県警察本部及び同法第五十三条に規定する警察署、鉄道事業者又は軌道事業者の用に供される需要設備（第二号コ、サ及びスに掲げるものを除く。）並びに人員等を大幅に増加し、東日本大震災により罹災した者からの臨時的就業求むる緊急的な求めに応じている郵便事業株式会社の営業所、金融機関の需要設備又は電気通信事業の用に供される需要設備 一・〇〇

ウ 原子力災害の分析を行う事業の用に供される需要設備 〇・九五

四 東日本大震災により特に必要となった廃棄物の処理の用に供される施設（被災地内で生じた廃棄物の処理を行う施設であって、廃棄物処理に係る委託契約等によりその事実を確認できるものに限る。）（第一号キに係る制限の緩和の適用を受けた需要設備を除く。）についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値に経済産業大臣が指定する率を乗じて得た電力の値 使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間の契約電力の値に一・〇〇を乗じて得た値

五 集合住宅及び集団居住施設についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値に経済産業大臣が指定する率を乗じて得た電力の値 使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間の契約電力の値に一・〇〇を乗じて得た値

六 検査等のため稼働を停止していたことにより、基準期間の指定時間における使用電力の最大値が契約電力の値を著しく下回った需要設備その他やむを得ない特別の事由により基準期間の指定時間における使用電力の最大値が契約電力の値を著しく下回ったことが認められる需要設備についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値 使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間の契約電力の値

七 基準期間の初日以降に新たに一般電気事業者又は特定規模電気事業者と需給契約を締結した需要設備であって、当該契約を締結する以前の基準期間における使用電力の最大値が把握できる需要設備についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値 当該使用電力の最大値

八 一の移転需要設備 (受電を停止したときの契約電力の値が五百キロワット以上の需要設備であって、平成二十三年三月十一日以降の取組役会の決議又は執行役の決定に基づき、一般電気事業者又は特定規模電気事業者からの受電の停止が行われ、かつ、当該需要設備が所在する一般電気事業者の供給区域外において代替となる需要設備への受電の開始等が行われたものをいう。)と同一の一般電気事業者の供給区域内に所在し、かつ、同一法人に属する一の需要設備 (ただし、平成二十三年三月十一日以降に契約電力の値を増加させたもの及び新たに需給契約を締結したものを除く。)についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値に経済産業大臣が指定する率を乗じて得た電力の値 当該需要設備についての第一条第五号に掲げる電力の値に同条第六号に掲げる率を乗じて得た値 (この条の規定により制限の緩和が行われる場合においては、当該緩和が行われた後の値) に、当該移転需要設備についての受電を停止したときの契約電力の値に第一条第六号に掲げる率を乗じて得た値を加えて得た値

九 一又は複数の小口需要設備 (契約電力の値が五十キロワット以上五百キロワット未満の需要設備をいう。)又は第二条第二号に規定する需要設備 (以下「小口需要設備等」という。)と同一の一般電気事業者の供給区域内に所在し、かつ、連携させて電気の使用を抑制することを約する一の需要設備 (天災等により電気の使用が相当程度困難な小口需要設備又は第二条第二号に規定する需要設備に対する場合においては、製品の生産等の調整を行う場合に限る。)についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値に経済産業大臣が指定する率を乗じて得た電力の値 当該需要設備についての第一条第五号に掲げる電力の値に同条第六号に掲げる率を乗じて得た値 (この条の規定により制限の緩和が行われる場合においては、当該緩和が行われた後の値) に、当該小口需要設備等について第一条第五号を準用して算定される電力の値に同条第六号に掲げる率を乗じて得た値から使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間において使用しようとする電力の値を引いて得た値を加えて得た値

十 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない特別の事由により、使用最大電力の制限を緩和する必要があると認められる需要設備についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値若しくは率又はこれらを乗じて得た電力の値又は率

二 関係電気使用者は、一の需要設備について前項各号のいずれかに該当し、前項各号に記載された電力の値又は率の適用を受けようとする場合には、当該適用を受けようとする期間の開始の日から起算して十四日前までに、当該需要設備が前項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付した上、様式第一 (前項第九号の適用を受けようとする場合) 又は様式第二による申請書を経済産業大臣に提出し、その内容が適当である旨の確認を受けなければならない。

三 前項の規定による確認の申請は、規則第十条第二項の規定による通知の前においても、行うことができる。

四 経済産業大臣は、第二項の規定により提出された申請書及び添付書類の内容が適当であることを確認したときは、当該関係電気使用者にその旨を通知するものとする。

五 第一項第九号に係る制限の緩和の適用を受けた関係電気使用者は、規則第八条に準じて、当該小口需要設備に係る電気の使用状況に関する報告書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

第六条 規則第八条の経済産業大臣が指定する期日は、それぞれ次のとおりとする。

一 関係電気使用者 (指定関係電気使用者を除く。)

指定期間の各月の需要設備に係る検針日から起算して十五日後の日 (当該日が土曜日若しくは日曜日又は休日の場合は、その翌日以降であって、土曜日若しくは日曜日又は休日以外の日)。

ただし、当該検針日が各月の十五日以前の場合は、一回目の報告書の提出は、二回目の報告書の提出とあわせて行うものとする。

二 指定関係電気使用者

指定期間の各月の翌月の十六日 (当該日が土曜日若しくは日曜日又は休日の場合は、その翌日以降であって、土曜日若しくは日曜日又は休日以外の日)。

様式第1 (第5条関係)

制限緩和申請書

年 月 日

殿

住所  
氏名  
印

使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等 (以下「告示」という。)第5条第2項の規定による確認を受けたので申請します。

1 需要設備の概要

関係電気使用者の名称	番号	用途
需 要 設 備 番 号		
需 要 設 備 備 用 途		
使用できる電力の限度 (kW)		

電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	
所 属 部 課	名 称
氏 氏	
電 電	
F	A
e	m a i l

注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2 使用できる電力の限度は、規則第10条第2項の規定に基づき通知された使用できる電力の限度を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 告示第5条第1各号 (同条同項第9号を除く。)に掲げるものうち、需要設備の該当項目

第1号	第3号	第4号	第5号
ア	ア		
イ	イ		
ウ	ウ		
エ			
オ			
カ			
キ			

ア	第6号
イ	
ウ	第7号
エ	
オ	第8号
カ	
キ	第10号
ク	
ケ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	

注 1 告示第5条第1項各号(同項第9号を除く。)に掲げるものうち、該当項目の空欄部分に○を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 2の該当項目の制限緩和を受ける場合その制限緩和後の使用できる電力の限度(kW)

注 1 第5条第1項第10号の場合は、記載不要とする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 告示第5条第1項各号(同条同項第9号を除く。)のいずれかに該当することについての説明

需要設備の用途	
需要変動の率	
その他告示第5条第1項各号(同条同項第9号を除く。)のいずれかに該当することについての説明	

注 1 需要設備の用途は、告示第5条第1項各号(同項第9号を除く。)に掲げる内容を参照し、記載すること。また、需要設備の用途について証明する書類を添付すること。

- 需要変動の率は、告示第5条第1項第2号アに該当する場合に限り記載すること。また、記載する場合、当該記載内容について証明する書類を添付すること。
- その他告示第5条第1項各号(同項第9号を除く。)のいずれかに該当することについての説明は、需要設備の用途及び需要変動の率のほかに説明が必要な場合に限り記載すること。
- その他告示第5条第1項各号(同項第9号を除く。)のいずれかに該当することについて説明するために必要な書類を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2 (第5条関係) 小口需要設備等との連携による制限緩和申請書

年 月 日

殿

住所  
氏名  
印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等(以下「告示」という。)第5条第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

1 需要設備の概要

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
需要設備の用途	
(ワ)使用できる電力の限度(kW)	
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	
担当連絡者等	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

注 1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2 使用できる電力の限度は、規則第10条第2項の規定に基づき通知された使用できる電力の限度を記載すること。ただし、様式第1による制限緩和の申請を受ける需要設備にあつては、その制限緩和後の限度を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 連携させて電気の使用を抑制することを約する小口需要設備等の概要等  
小口需要設備等(1)

電 気 を 使 用 す る 者 の 名 称	
小 口 需 要 設 備 等 の 設 置 場 所	
備 小 口 需 要 設 備 の 場 合 設 置 され ている 計 量 器 の 種 類	メーカ一名： パルス信号：
(イ) 告示第 1 条第 5 号を準用して算定される電力の値に同条第 6 号に掲げる率を乗じて得た値	
(ウ) 使用最大電力の制限が行われる期間及び使用最大電力の値に同条第 6 号に掲げる率を乗じて得た値	
(エ) (イ)から(ウ)を差し引いて得た値	

小口需要設備等(2)

電 気 を 使 用 す る 者 の 名 称	
小 口 需 要 設 備 等 の 設 置 場 所	
備 小 口 需 要 設 備 の 場 合 設 置 され ている 計 量 器 の 種 類	メーカ一名： パルス信号：
(イ) 告示第 1 条第 5 号を準用して算定される電力の値に同条第 6 号に掲げる率を乗じて得た値	
(ウ) 使用最大電力の制限が行われる期間及び使用最大電力の値に同条第 6 号に掲げる率を乗じて得た値	
(エ) (イ)から(ウ)を差し引いて得た値	

小口需要設備等(3)

電 気 を 使 用 す る 者 の 名 称	
小 口 需 要 設 備 等 の 設 置 場 所	
備 小 口 需 要 設 備 の 場 合 設 置 され ている 計 量 器 の 種 類	メーカ一名： パルス信号：
(イ) 告示第 1 条第 5 号を準用して算定される電力の値に同条第 6 号に掲げる率を乗じて得た値	
(ウ) 使用最大電力の制限が行われる期間及び使用最大電力の値に同条第 6 号に掲げる率を乗じて得た値	
(エ) (イ)から(ウ)を差し引いて得た値	

(イ) 告示第 1 条第 5 号を準用して算定される電力の値に同条第 6 号に掲げる率を乗じて得た値	
(ウ) 使用最大電力の制限が行われる期間及び使用最大電力の値に同条第 6 号に掲げる率を乗じて得た値	
(エ) (イ)から(ウ)を差し引いて得た値	

小口需要設備等(4)

電 気 を 使 用 す る 者 の 名 称	
小 口 需 要 設 備 等 の 設 置 場 所	
備 小 口 需 要 設 備 の 場 合 設 置 され ている 計 量 器 の 種 類	メーカ一名： パルス信号：
(イ) 告示第 1 条第 5 号を準用して算定される電力の値に同条第 6 号に掲げる率を乗じて得た値	
(ウ) 使用最大電力の制限が行われる期間及び使用最大電力の値に同条第 6 号に掲げる率を乗じて得た値	
(エ) (イ)から(ウ)を差し引いて得た値	
(イ)の合計値	
(ウ) (イ)に(ウ)を加えて得た値	

注 1 所定の場所にそのすべてを記載することができないときは、記載項目を追加すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

3 記載の小口需要設備等に関する事項

2 記載のすべての小口需要設備等について

天災等により電気の使用が相当程度困難な小口需要設備又は第 2 条第 2 号に規定する需要設備の場合、製品の生産等の調整を行うものに該当しているか。	該当している	該当していない
---	--------	---------

注 1 該当している又は該当していないのいずれかを○で囲むこと。また、該当している場合、該当していることを証明する書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

添 附

〒 100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 日本工業規格 A 4 とすること。